

令和元年9月25日（水曜日）

第3回松島町議会定例会会議録

（第1日目）

令和元年第3回松島町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（14名）

1番	杉原	崇	君	2番	櫻井	靖	君
3番	緑山	市朗	君	4番	赤間	幸夫	君
5番	高橋	利典	君	6番	片山	正弘	君
7番	澁谷	秀夫	君	8番	今野	章	君
9番	太齋	雅一	君	10番	後藤	良郎	君
11番	菅野	良雄	君	12番	高橋	幸彦	君
13番	色川	晴夫	君	14番	阿部	幸夫	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	櫻井	公一	君
副町長	熊谷	清一	君
総務課長	千葉	繁雄	君
財務課長	佐藤	進	君
企画調整課長	佐々木	敏正	君
町民福祉課長	太田	雄	君
健康長寿課長	齊藤	恵美子	君
産業観光課長	安土	哲	君
建設課長	赤間	春夫	君
会計管理者兼会計課長	鷹平	義弘	君
水道事業所長	岩渕	茂樹	君
危機管理監	蜂谷	文也	君
子育て支援対策監	本間	澄江	君
総務課総務管理班長	櫻井	和也	君
教育長	内海	俊行	君
教育次長	児玉	藤子	君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年9月25日(水曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〃 第 2 会期の決定

9月25日から10月10日まで16日間

〃 第 3 諸般の報告

〃 第 4 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について

〃 第 5 総務経済常任委員会所管事務調査の報告について

〃 第 6 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための
関係条例の整備に関する条例の制定について(提案説明)

〃 第 7 議案第50号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について(提
案説明)

〃 第 8 議案第51号 松島町町税条例の一部改正について(提案説明)

〃 第 9 議案第52号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について(提案説明)

〃 第10 議案第53号 松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正につ
いて(提案説明)

〃 第11 議案第54号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関す
る基準を定める条例の一部改正について(提案説明)

〃 第12 議案第55号 松島町保育所条例の一部改正について(提案説明)

〃 第13 議案第56号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について(提案説明)

〃 第14 議案第57号 松島町水道事業給水条例の一部改正について(提案説明)

〃 第15 議案第58号 工事請負契約の締結について(提案説明)

【町道垣ノ内幹線避難道路整備工事】

- 〓 第16 議案第59号 物品売買契約の締結について（提案説明）
【消防用ホース購入】
- 〓 第17 議案第60号 工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）
【長田雨水ポンプ場他1施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】
- 〓 第18 議案第61号 工事請負契約の変更について（提案説明）
【古浦漁港防潮堤整備工事】
- 〓 第19 議案第62号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第20 議案第63号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第21 議案第64号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第22 議案第65号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第23 議案第66号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第24 議案第67号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）
- 〓 第25 議案第68号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）
- 〓 第26 議案第69号 平成30年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）
- 〓 第27 議案第70号 平成30年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第28 議案第71号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第29 議案第72号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）
- 〓 第30 議案第73号 平成30年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

(提案説明)

- 〃 第 3 1 議案第 7 4 号 平成 3 0 年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定
について (提案説明)
 - 〃 第 3 2 議案第 7 5 号 平成 3 0 年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について
(提案説明)
 - 〃 第 3 3 議案第 7 6 号 平成 3 0 年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出決算認定
について (提案説明)
 - 〃 第 3 4 議案第 7 7 号 平成 3 0 年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい
て (提案説明)
 - 〃 第 3 5 議案第 7 8 号 平成 3 0 年度松島町水道事業会計決算認定について (提案説明)
 - 〃 第 3 6 報告第 6 号 平成 3 0 年度松島町健全化判断比率について
 - 〃 第 3 7 報告第 7 号 平成 3 0 年度松島町資金不足比率について
 - 〃 第 3 8 議案第 7 9 号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて
 - 〃 第 3 9 議案第 8 0 号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 〃 第 4 0 議案第 8 1 号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第3回松島町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますので、お知らせします。

-----さんほか2名でございます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、10番後藤良郎議員、11番菅野良雄議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から10月10日までの16日間にしたいと思います。
ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から10月10日までの16日間に
決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長より、行政報告をお願いします。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第3回松島町議会定例会を開催するに当たりまして、挨拶と町政
の諸報告をさせていただきます。

議員の皆様には、議会定例会にご参集をいただきまことにありがとうございます。

さて、本日提案いたします議案は、条例の制定が1件、条例の一部改正が8件、令和元年度
補正予算が7件、その他議案が5件、人事案件が3件、平成30年度決算認定が9件、報告事
項が2件でございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、よろしくご審議を
いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

それでは、お手元に配付しております令和元年6月14日以降の町政の諸報告等につきまして、簡単に述べさせていただきます。

会議等についてであります。6月14日に、第2回松島町議会定例会を招集し、19日までの会期において、松島町森林環境譲与税基本条例の制定、令和元年度一般会計補正予算案等の議案をご審議いただきご承認をいただきました。

6月21日には、松島公園グリーン広場において、兵庫県災害ボランティアの有志より寄贈をいただいた「東日本大震災 鎮魂と復興への祈念碑」の除幕式が開催されました。この祈念碑は、東日本大震災から3,000日が経過し、松島公園グリーン広場の復興事業が部分完了したことから建立する運びとなったもので、大震災の風化防止につなげたいとの寄贈者の思いが込められたものであります。

7月12日には、松島手樽を元気にする協議会のオープンイベントが手樽海浜公園駐車場で開催されました。本協議会は、地域の豊かな農漁村生活の支持基盤である地の利を生かした地域づくりをしようと、地元の農業、福祉、漁業関係者が一体となり設立されたものです。

また、このイベントは12日から15日までの4日間開催され、地場製品の販売のほか子供向けのコーナーも設けられ、親子連れの方々にも大盛況で、夜には約2,400発の花火が打ち上げられ、臨場感ある花火に来場者からは歓声が上がっておりました。

7月21日には、松島海岸中央広場を会場とし、日本三景の日記念事業が開催されました。会場では、松島ブランド商品が販売されたほか、ブルーインパルスのパイロットによるファンサービスもあり、約1万人の来場者で賑わいました。

7月28日には、文化観光交流館において、「まつの市」と「アトレ・るまつり」が同時開催されました。30度を超える真夏日ではありましたが、利府松島商工会青年部がかき氷を無料で振る舞い、多くの子供たちと新鮮な地場産品などを買い求める方々で賑わっておりました。

7月29日には、文化観光交流館駐車場において、東日本大震災以降7回目となった「未来への道 1000km縦断リレー」のゴール式が開催されました。翌30日には、スタート式が行われ、松島のランナー約70人を含む約160人のランナーが松島海岸を走り抜けました。

8月15日から16日において、ことしで9回目となった松島の夏の風物詩である松島流灯会海の盆が開催されました。ことしも町民の皆様を初め、多くの方々が世代を超えて集い、懐かしいふるさとの夏祭りを楽しんでおりました。

次に、要望等でございますが、7月11日に、令和元年度政府予算編成並びに施策に関する要望及び東日本大震災に関する要望等につきまして、要望書の提出を行っております。

このほかの諸報告は、記載をもって説明にかえさせていただきます。

本日はよろしくお願いたします。

○議長（阿部幸夫君） これで町長の行政報告を終わります。

議長の諸報告は印刷してお手元に配付しております。概要だけを申し上げます。

出納検査・監査についてであります。6月20日、7月22日、8月20日、9月20日に例月現金出納検査を行っていただいております。監査委員のお二方、大変ご苦労さまでした。

請願・陳情・意見書等の受理はありませんでした。

請願・陳情・意見書等の処理は1件であります。内容は記載のとおりであります。

行政視察であります。7月8日に兵庫県朝来市市議会「清風の絆」さんが観光振興計画の概要と進捗状況について等、7月17日に大分県日田市市議会「新世ひた」さんが景観を活かしたまちづくりについての調査のため来町しております。

会議等であります。6月14日の令和元年第2回松島町議会定例会を含め総件数88件、各種会議、行事、委員会等がございました。詳細は記載のとおりであります。

議会だよりの発行です。8月1日に「まつしま議会だより」第139号が発行されております。広報広聴常任委員会広報分科会の皆さん、大変ご苦労さまでございました。

委員会調査についてであります。7月3日から5日におきまして、総務経済常任委員会が移住・定住促進事業の概要等について、兵庫県明石市、徳島県美波町において視察調査しております。

議員、委員派遣についてであります。6月25日と8月1日に宮城県町村議会議員講座が宮城県自治会館で、6月26日から28日には、宮城黒川地方町村議会議長会管内議長視察研修が北海道滝川市、当別町で、7月8日には宮城県町村議会議員研修会が七ヶ浜国際村ホールで開催され、議員延べ20人を派遣しております。なお、詳細については記載のとおりでございます。

以上で議長の諸報告を終わります。

次に、一部事務組合の報告に入ります。

報告につきましては、お手元に配付いたしました一部事務組合議会議員の報告書配付により、一部事務組合議会の報告とさせていただきます。

なお、6月定例会以降に開催されました一部事務組合等議会につきましては、宮城東部衛生処理組合議会、塩釜地区消防事務組合議会、宮城県後期高齢者医療広域連合議会です。

以上で一部事務組合議会の報告を終わります。

日程第4 教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、教育民生常任委員会の所管事務調査期限の延期についてを議題といたします。

教育民生常任委員会で調査中の高齢者支援の推進について並びに特色を持った英語教育の推進については、令和元年9月定例会まで調査期限でしたが、同委員会から、会議規則第45条第2項の規定によって、令和元年12月定例会まで調査期限が延期されたいとの要求がありました。

お諮りします。委員会の要求どおり期限を延期することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、教育民生常任委員会の所管事務調査期限を、委員会の要求のとおり令和元年12月定例会まで延期することに決定をいたしました。

日程第5 総務経済常任委員会の所管事務調査の報告について

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、総務経済常任委員会の所管事務調査報告についてを議題とします。

総務経済常任委員会から、定住化促進対策について報告を求めます。高橋幸彦委員長。

○12番（高橋幸彦君） 総務経済常任委員会の所管事務調査の報告をさせていただきたいと思えます。

調査事件、定住化促進対策についてですが、3月定例会において調査未了ということで調査を今議会まで延長させていただきまして、中間報告をしておりますので、それ以降の事項について読み上げたいと思えますので、よろしく願いいたします。

1、調査事件。定住化促進対策について。

2、調査期日・場所。平成31年3月1日金曜日、庁舎議員控室。同じく3月18日、庁舎議員控室。4月2日、庁舎大会議室。4月24日、庁舎302会議室。令和元年6月3日、庁舎議場、大会議室。これは議会全員協議会でございます。7月3日、兵庫県明石市行政視察。7月4日、徳島県美波町行政視察。8月22日庁舎大会議室。

出席委員は緑山副委員長初め、記載のとおりでございます。

4、調査の概要。本町では、少子高齢化による人口の減少が著しい。この減少は全国的な減少となっており、どの自治体においても定住化対策を最重要課題として、ハード・ソフト両

面で地域に根ざしたさまざまな取り組みが行われている。本町の定住化促進について担当課から施策と定住化に関し説明を求め、現況の把握を図るとともに、宮城県のみやぎ出前講座のメニューを活用し、「暮らしやすい仙台都市圏を目指した都市交通政策」の説明を受けるとともに、県の都市計画に係る政策概要等の把握に努めた。

また、大幅な人口増加に成果を上げている自治体を訪問し、施策内容やその背景等について視察研修を行った。

なお、本調査期限は平成31年3月定例会までとしていたが、平成31年1月24日の全員協議会で、品井沼地区における地区計画の都市計画決定に向けた取り組みについての経過報告を受け、定住化促進対策に係る関連調査が必要と判断し、平成31年9月定例会まで期間を延長し、調査を行ったものである。

5、調査の内容。ページ飛んで4ページをお願いしたいと思います。4ページの中ごろですね。

平成31年3月1日から4月24日まで、定住促進の取り組みについて行政視察先との研修事項の協議。定住促進に関して先進的な事例で実績のある自治体について、視察候補先の選定と具体的な研修事項等についての検討と協議。

令和元年6月3日、庁舎大会議室。議会全員協議会での報告。明神地区における土地利用計画の現在の状況について。以下の項目について報告されました。

- 1) 新たな市街化区域編入箇所(案)の位置について。明神地区約3.7ヘクタール。
- 2) 各区域及び想定する用途地域について(3.7ヘクタールのうち開発事業面積約1.4ヘクタール)。想定用途は、準工業地域。
- 3) 市街化区域編入に伴う用途変化について。(編入後の用途等について)
- 4) 手続経過と今後のスケジュール(案)について。県・町・事業者との協議及び手続等の進め方。
- 5) 地域説明会の状況について。地域での開催状況と意見等について。

令和元年7月3日、行政視察。兵庫県明石市。

視察事項は、移住・定住促進事業の概要について。もう一つがシティセールス課の事業運営について。

明石市は、平成23年4月の第5次長期総合計画のスタートから、市民参加と協働のもとで、人に焦点を当て「ひとまち ゆたかに育つ～未来安心都市・明石」を目指したまちづくりを進めている。特に移住・定住への取り組みの気運は、明石市まち・ひと・しごと創生総合戦

略の人口ビジョンを、平成31年度（令和元年度）までに人口30万人、1年間の出生数を3,000人とする具体的な目標を上げて、子供を安心して生み育てられるまちとして、保育料や医療費など経済的負担の軽減、子育て環境の整備や教育を主要な施策として推進している。

これらの施策推進とともに、広く内外に市の魅力・情報を一層発信させるためシティセールス課を設置、移住・定住人口拡大のための各種PR事業とあわせて、観光交流人口の拡大のためパンフレット作成やイベント企画等の各種事業、ふるさと納税推進のためのPR強化事業も担当し、業務連携と集約化を図り実績につなげている。

同じく、7月4日。行政視察。徳島県阿波郡美波町。

視察事項は、移住・定住促進事業の概要について。サテライトオフィスin美波の事業運営について。

美波町では、移住・定住促進のため、県や周辺自治体と連携したPR戦術、移住・定住者との交流や地域コミュニティの推進事業が施策の柱となっている。IT関連企業を中心に美波町に本社機能を移転したサテライトオフィスは19社を数え、徳島県内で最も多い自治体となっている。また、地域コミュニティにも積極的に取り組み、地域活性化にもつながっている。

美波町は人口減少は避けられない事象として捉え、過疎の自治体であってもにぎやかさを持ったにぎやかな過疎の町「にぎやかそ」を目指し、交流人口や観光人口の増加を図り地域活性化につなげていくという方向性で施策展開している。また、それらをコーディネートし、あわせて積極的な支援にかかわるキーパーソンの存在も、移住者の増加に大きな役割を果たしている。

同じく、8月24日。庁舎大会議室。

定住促進の取り組みに係る行政視察報告書の内容確認。定住促進に関し先進的な事例で実績を上げている兵庫県明石市及び徳島県美波町の行政視察研修報告書の内容確認及び委員会の所管事務調査に係る最終報告書作成の協議。

6として、まとめでございます。

閉会中における所管事務調査の期限は平成31年3月定例会までとじていましたが、平成31年1月24日の全員協議会で、品井沼地区における地区計画の都市計画決定に向けた取り組みについての経過報告を受け、定住化促進対策との関連についてさらなる調査が必要と判断し、平成31年9月定例会まで調査期間を延長し、調査を進めたものであります。

品井沼地区における地区計画については、これまで宮城県や関係機関との協議を継続して実施してきており、平成31年度に都市計画決定が見込まれている。都市計画決定後、計画区域

内において道路拡幅工事が三、五年の期間で実施される予定とのことである。

また、令和元年6月3日の全員協議会での明神地区における市街化区域編入計画の説明では、既に県との事前協議及び開発事業計画の関係機関協議は終了。編入面積が3.7ヘクタール、うち開発事業計画が1.4ヘクタールで、土地利用の用途が準工業地域として位置づけられている。今後、区域編入の申請を経て、国や県との協議、審査や説明会、公聴会を踏まえて町の都市計画審議会等を進めるスケジュール（案）が示された。都市計画の決定（市街化区域編入）は令和2年度となる見込みである。

当委員会の調査事件である定住化促進対策にはさまざまなアプローチがあり、それぞれの自治体によって方向性が異なる。現在、全国の自治体においても定住と移住に関しては行政の重要課題としてさまざまな施策が進められており、都市計画の見直しによる定住化推進もその方策の1つと言える。

所管事務調査の期間中、移住や定住促進事業への取り組み状況について先進自治体を訪問し、視察を行いました。訪問先の各自治体について共通していることは、首長のリーダーシップと組織連携、住民サイドに歩み寄ったスピード感のある行政サービスの展開と継続的な取り組みを行っていることであります。

町の自然環境や地勢、産業形態等その特性を十分に把握し施策の推進に当たることはもちろんであるが、町の定住化施策の推進状況等の説明、県の都市計画の現状や課題等を踏まえれば、本町として何が求められ何が必要なのかを精査し、住民サイドに立った的確な施策展開が図られることを期待したいと思います。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） ただいまの報告について質疑があれば受けたいと思います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で、総務経済常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

ここで町長より所信表明の挨拶を求められておりますので、これを許します。

○町長（櫻井公一君） 令和元年第3回松島町議会定例会の開催に当たり、冒頭の貴重なお時間をいただきまして、町長就任のご挨拶と町政運営に対する所信の一端を申し上げ、議員並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願いしたいと存じます。

過日行われました町長選挙におきまして、町民の皆様を初め、各方面からの力強いご支援と

ご厚情を賜り、引き続き町政を担うことができますことを大変光栄に感じておりますとともに、その任に課せられた使命と責任の重さに改めて身の引き締まる思いであります。

新たな4年間も、ご支援を賜りました多くの方々のご期待に応えるため、また、全ての松島町民の皆様に対する責務を果たすため、これまでの経験と実績を生かし、「活力あるまちづくりの実現」に向けて全精力を傾注していく所存であります。

さて、私は平成27年9月に町長に就任して以来、「活力ある松島」を目指し、全力で町政運営に取り組んでまいりました。就任後間もなく、まちづくりの指針となる「松島町長期総合計画」を新たに策定し、「定住」、「子育て」、「交流」の重点戦略のもと、これまでの各種施策を推進してまいりましたが、特に就任時にお示ししました「復興の加速化」を初めとする5つの基本政策につきましては、非常に大きな成果を上げることができたものと感じております。

まず、就任当時に本格化し始めました復興事業につきましては、避難施設や避難場所、備蓄倉庫等の防災施設の整備が全て完了し、現在、一部の避難道路と下水道関連施設整備を残すのみという段階まで進捗させることができました。

また、宿願でありました「松島海岸駅バリアフリー設備整備事業」につきましては、国や宮城県、東日本旅客鉄道株式会社との太いきずなを築き上げ、実現される運びとなりましたことに加え、マリンピア松島水族館跡地におきましても民設民営による集客施設「松島離宮」の開業が予定されるなど、松島海岸駅周辺における観光事業のさらなる発展に大きな一歩を踏み出すことができました。

企業誘致につきましては、首都圏や近畿圏を初め、県内外での積極的な誘致活動により、幡谷地区や根廻地区へのメガソーラー施設の誘致を実現することができました。

さらに、明神地区における商業施設誘致を目指した「市街化区域編入」の計画や品井沼駅周辺におけるコミュニティの維持を目的とした「地区整備計画」の策定など、新たな土地利用の実現に向け大きく前進することができました。

また、「子供に重点を置いたまちづくり」といたしまして、子ども医療費助成における対象年齢の拡大と所得制限の撤廃、全ての幼稚園における「3歳児教育」の完全実施など、子育て環境と教育環境の充実を図ることができました。

このように将来的な町の発展に資する多くの施策が実現できましたことは、ひとえに議員各位を初め、町民の皆様のご理解とご協力のたまものでありますとともに、職員が一丸となって取り組んだ成果でもあり、関係各位に対し、この場をおかりし、改めて感謝申し上げます。

さて、今日、我が国は少子高齢化の急激な進行により、かつて経験したことの無い人口減少社会を迎えております。このことは、とりわけ地方に深刻な影響をもたらした疲弊した地方経済や関係が希薄化している地域コミュニティの現状と相まって、全国的に大変厳しい情勢運営を強いられる状況を招いております。

また、経済情勢につきましては、内閣府による「月例経済報告」において、国内景気は「緩やかに回復している」との統括判断を維持したものの、米中貿易摩擦や韓国への輸出規制強化等の通商問題、消費税引き上げによる影響などの要因により、先行きは不透明な状況にあります。

本町におきましても例外ではなく、人口減少が著しく、本年9月1日現在の人口は1万3,951人を数えておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計においても減少することが示されており、今後ますます深刻化が懸念されます。

財政状況につきましても、生産年齢人口の減少や地価の下落等により町税の増収が期待できない一方で、扶助費等の義務的経費を加え、施設の維持経費や特定事業費の増大が引き続き見込まれることから、依然として厳しい状況にあります。

「意思あれば道は開ける」というリンカーンの言葉がありますが、これは「どんなに困難な状況であっても、それをやり遂げる意思があれば必ず道は開ける」という意味であり、私が政治を志して以来、特に大切にしてきた政治理念の1つでもあります。

まちの将来を左右するこの厳しく険しい局面で、再び町政のかじをとらせていただくことになりました今、この危機を乗り越えることが私に課せられた使命であり、この言葉のとおり強い決意を持って果敢に町政に取り組むことで、松島町にかかわる全ての人々が「集い」、「学び」、「働き」、心からよかったと思える「笑顔あふれる美しいまち松島」を実現できるものとかたく信じております。

この信念を現実のものとするため、私が進めていく基本的な政策は次の5つであります。

まず、1つ目としましては、「魅力ある定住環境の促進」であります。

本町の急激な少子高齢化の大きな要因の1つに若者世代の都市部への流出が上げられ、町外への人口流出の抑制や町外からの移住・定住を促進するための施策を展開してまいりました。

しかしながら、総務省の調査によりますと、都市部から移住者をふやすために必要な支援や有効な取り組みとして「就業・就労支援」、「住宅支援」、「地域の魅力アップや地域経済の発信」、「子育て環境」と記されており、今後は特に子育て世代などの若年層における幅広いニーズに応じた「若者定住対策」を推進する必要があります。

このため、定住補助金の交付と首都圏でのPR活動を継続するとともに、地域おこし協力隊の受け入れや町内での起業・創業とあわせた移住施策、さらに、地域コミュニティの維持対策としまして、これまで進めてまいりました「品井沼地区整備計画」に次ぐ、他の地区における土地利用につきましても検討を進めてまいります。

また、雇用機会の創出を目的とした企業誘致につきまして、従来の誘致活動を一層充実させ新たな企業の誘致に向け鋭意努めてまいります。

2つ目としまして、「豊かなふるさとを生かしたまちづくり」であります。

私はこの地で生まれ、これまで20年以上にわたり町政にかかわってまいりました。この間、町民の皆様やさまざまな分野の方々と交流させていただきましたが、その中で特に私が感じたことは、多くの方が松島町に対する愛着と誇りを持って生活されているということであります。

古来より幾多の島々が織りなす風光明媚な景観と国宝瑞巖寺を初めとする由緒ある神社仏閣や数多くの歴史文化遺産、四季折々の恵みを映す豊富な食材など、多くの人々を魅了し続けてきたこの町は、私にとって自慢のふるさとであり、後世に受け継いでいかなければならない「宝」であると常々感じております。

今後も引き続き本町が有する貴重な資源を守りながら、さらに誇れる自慢の源となるよう新たな資源の掘り起こしと磨き上げにより、ふるさと「松島」の価値を一層高めるとともに、本町の礎を築いてこられた高齢者の皆様、そして、本町の未来を担う子供たちなど、誰もが元気で豊かに暮らせるバランスのとれたまちづくりを進め、郷土愛の熟成に努めてまいります。

また、この豊かなふるさと「松島」の魅力を最大限に発揮させ、多くの方々に「行ってみたい」「住んでみたい」と感じていただくために、これまで進めてまいりました観光プロモーション事業のさらなる拡充と、「世界で最も美しい湾クラブ」や交流事業等による国内外へのPR活動を積極的に行ってまいります。

3つ目としましては、「多様な産業のさらなる推進」であります。

本町は農林水産業や商工業、観光業によって支えられており、にぎわいを創出し、飛躍的に発展していくためには、地域産業力の状況や地域経済力の向上が不可欠であります。また、人口減少の抑制においても、雇用基盤の強化が有効かつ重要でありますことから、町を支える全ての産業のさらなる振興を図るとともに、有機的な連携を推進してまいります。

初めに、農林業につきましては、磯崎・手樽地区の圃場整備により米の生産性の向上が期待

できる一方で、農家戸数の減少や農業従事者の高齢化、担い手の不足などに起因する生産基盤の弱体化が懸念されておりますことから、持続可能な農業経営を行うことができる環境づくりとしまして、経営所得安定対策について引き続き取り組んでまいります。

また、担い手の確保・育成としまして、新規就農者へのサポートを積極的に行うとともに、認定農業者・集落営農組織の支援を引き続き実施し、活力ある地域農業の推進に努めてまいります。

さらに、本町の豊富な農産物等を生かし、他産業と連携しながら幅広い分野におけるアグリビジネスの創出を図ってまいります。

次に、水産業につきましては、特産品でありますカキやアサリ等の安全性の確保と安定出荷、生産者の高齢化等が引き続き課題となっております。

現在、本町では「松島」「磯崎」「名籠」「古浦」の4つの漁港において浅海養殖漁業が行われておりますが、磯崎地区において新たな青年漁業士が認定されるなど、若手を中心に活気を取り戻しつつある一方で、他地区におきましては高齢化等により生産者の減少により、以前の漁獲量が見込めない状況となっております。

このため、水産業の健全な運営と生産者の成果安定を目的として、カキの衛生検査やアサリの稚貝散布、天敵貝の駆除作業に対する支援を継続するとともに、後継者の育成やさらなる活性化に努めてまいります。

商工業につきましては、「松島ブランド」を初めとする、他産業との連携による本町の魅力ある地域資源を生かした施策の拡充に努めるとともに、地域企業の育成や地元商店街の一層の活性化を図るための中小企業・小規模事業者への支援や融資のあっせん、「創業支援等事業計画」に基づく企業・創業支援について引き続き実施してまいります。

観光業につきましては、震災以降、数々の観光キャンペーンや各種イベント等を積極的に実施しながら松島観光の復興に努めた成果により、昨年は震災後初めて年間300万人を超える入り込みとなりました。今後も引き続き、一般社団法人松島観光協会を初めとした関係機関との連携を密にしながら、さらなる誘客に努めるとともに、震災以前の水準に戻すべく宿泊客の増加につながる取り組みを検討してまいります。

また、松島観光の玄関口としてふさわしい環境づくりとしまして、松島海岸駅のバリアフリー設備整備事業を着実に進めるとともに、駅を拠点としたさらなる観光振興を目指し、新たなランドデザインを描いてまいります。

4つ目としましては、「次の世代を育む人材育成と産業間の連携強化」であります。

現在、日本全体で生産年齢人口が減少する中、有効求人倍率が高水準を維持しており、全国的に深刻な人材不足が問題となっております。

地域経済を発展させていくためには、それを支える人材、また次の世代を育む人材が必要であり、特に若者の地元企業への就職・定着が不可欠でありますことから、これまでもさまざまな形で施策を展開してまいりました。今後も、「人材は地域の財産である」と見据え、まちの発展、明るい未来の創造のためにも、幼児教育と保育、学校教育の充実を引き続き図ってまいります。

また、住民サービス向上のためには、施策の担い手である町職員のさらなる資質向上と意識改革が重要かつ不可欠であります。これまで、さまざまな研修機会を設け、個々のレベルアップを図ってまいりましたが、引き続き若手職員の育成を中心に、仕事を進める上での効率化や責任感の醸成に努め、「組織力」の一層の強化を目指してまいります。

また、そのような有効かつ多様な人材の能力を幅広く最大限に発揮するため、本町におけるあらゆる産業を横断的に結びつけ、その相互作用、相乗効果による一層の産業活力の向上や新たなまちの魅力創出を図ってまいります。

さらに、事業者や住民の方が生産・製造・提供した特産品、観光資源の高付加価値化や販路拡大を目的として、特産品や観光資源における松島ブランドの一層の充実を図りながら、地産地消拡大を目的とした「商談会」や「まつの市」を引き続き実施してまいります。

5つ目としまして、「幼稚園、保育所の連携と施設整備」であります。

近年、全国的に少子化が進行する中で、核家族化や女性の社会進出の拡大等による保育需要の増加や子育てニーズの多様化が進み、それらに対応した的確で効果的な子育て支援体制の整備・拡充が求められております。

本町におきましては、教育と保育環境のさらなる充実を目的としてこれまで検討を重ねてまいりました「保育所・幼稚園の再編」につきまして、「認定こども園」への移行を目指し、慎重に検討を重ねながら調整を進めております。

今後は、この認定こども園への適切かつ円滑な移行に努めるとともに、安心して子供を生み育てることができるよう、仕事と育児の両立が可能となる子育て環境の整備等、施策の拡充を図ってまいります。

震災復興につきましては、着実な進捗が図られておりますことから、復興庁を初めとする関係機関との調整を図りながら、残る復興事業の完遂に向け鋭意努めてまいります。

また、復興期間の終了に伴い、2021年度以降の本町の予算規模は震災前の水準に戻るものと

想定されますことから、事務事業の取捨選択の集中を一層徹底し、適正かつ効率的な行財政運営に努め、この厳しい時代を「チーム松島」一丸となって乗り越えていく所存であります。

以上、申し上げました施策の方針を基本に「活力あるまちづくりの実現」を目指し、全力で町政運営に取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げ、町長就任の挨拶と所信表明とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長の所信表明を終わります。

日程第6 議案第49号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第6、議案第49号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第49号成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

今回の条例の制定につきましては、成年被後見人または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定を設けている制度を見直すための成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例について整備を行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、議案第49号について説明させていただきます。

提案理由書の10ページ、条例に関する説明資料をごらんください。

条例の概要等に記載しておりますが、今回の条例の制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、関係条例について整備を行うものです。

初めに、関係法律の整備に関する法律の概要についてですが、最終ページのA4判横の資料

をごらんください。

「改正内容」と見出しが付された四角の囲みの中に記載のとおり、（１）の公務員等の関係法律から（５）の法人営業許可等に関係する法律まで187の法律において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する欠格条項の規定等の削除などの見直しが行われました。

施行期日につきましては、原則公布の日である令和元年6月14日になりますが、①から④の区分に従い、令和元年12月14日までの間に順次施行されるものです。

次に、条例に関する説明資料1ページにお戻りください。

今回の法律改正によりまして本町で改正が必要となる条例は、第1条職員の給与に関する条例から第5条松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例までの5つの条例になります。

第1条職員の給与に関する条例の改正につきましては、条例第17条、第17条の2、第18条及び第21条の各条文において、地方公務員法第16条の欠格条項の規定から「成年被後見人または被保佐人」の規定が削除されたことに伴い、法第16条第1号を引用していた部分を削除し、あわせて第21条第2項中の文言の整理を行うものです。

第2条職員等の旅費に関する条例の改正につきましては、2ページにわたりますが、第1条の改正と同様に、地方公務員法第16条の欠格条項の規定から「成年被後見人または被保佐人」の規定が削除されたことによる項ずれに伴う文言の整理を行うものです。

2ページの第3条松島町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正につきましては、条例第23条第2項第2号で引用している児童福祉法第34条の20第1項の規定から「成年被後見人または被保佐人」の規定が削除されたことによる号ずれによる文言の整理を行うものです。

第4条松島町水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正につきましては、地方公務員法第16条の欠格条項の規定から「成年被後見人または被保佐人」の規定が削除されたことに伴い、条例第13条第2項第2号で引用している「成年被後見人または被保佐人を除く」とする部分の規定を削除するものです。

第5条松島町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の改正につきましては、直接法律条文を引用していない部分の改正となります。

第4条につきましては、国の関係法律の整備に関する法律の制定の趣旨を踏まえ、条例第4条の消防団員の欠格条項から「成年被後見人または被保佐人」の規定を削除するものであり、

それに伴う号の繰り上げ及び地方公務員法に準じ、「免職」を「懲戒免職」に改める文言の整理を行うものです。

また、あわせて第3条の消防団員の任用資格の規定について、町内に居住する者のほか勤務する者も任用できるものとするものです。

最後に、附則に規定する本条例の施行日になりますが、第3条及び第5条は公布の日から施行し、第1条、第2条、第4条につきましては改正地方公務員法の施行日に合わせ、令和元年12月14日とするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第7 議案第50号 松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第7、議案第50号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第50号松島町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、住民基本台帳法施行令が改正されたことに伴い、旧氏による印鑑登録を可能とするため行うものです。

また、性同一性障害等、性的少数者への配慮から、印鑑登録証明書に男女の別を記載しないとする改正をあわせて行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 初めに、条例に関する説明資料をお開き願います。

第6条、第7条及び第13条では、旧氏による印鑑登録が可能となるよう所要の改正を行うものです。

また、第7条では、印鑑登録原票からも男女の別を削除する改正をあわせて行うものです。

次のページに移ります。

住民票などへの旧氏の記載の具体例になります。申請時が「佐藤」で、婚姻、離婚、再婚を

繰り返し、現在の氏が「小林」の例です。この場合、「佐藤」「山田」「田中」のいずれも旧氏として記載可能となります。ただし、記載は1つに限ります。

また、旧氏併記を希望する場合は、市町村への申請が必要となります。

施行日は、令和元年11月5日です。

次のページに移ります。

印鑑登録証明書改正前後の具体例になります。現在の氏名が「松島花子」、性別は「女」です。改正後は、印影は旧氏「山田」での印鑑登録が可能となり、また、旧氏欄が新たに設けられ、性別欄が削除されるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第8 議案第51号 松島町町税条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第8、議案第51号松島町町税条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第51号松島町町税条例の一部改正についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴うものであり、平成31年4月1日及び令和元年6月1日から施行を要するものについては専決処分をしましたが、その他の事項について行うものであります。

今回の改正は、条立てで行うものであり、主な改正内容については、個人の町民税における非課税措置、軽自動車税の環境性能割、種別割の税率等の規定を整備するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、議案第51号松島町町税条例の一部を改正する条例につきましてご説明させていただきます。

今回の改正につきましては、第1条及び第2条と条立てで行うものであり、主な改正内容につきましては、個人町民税における非課税措置、軽自動車税の環境性能割及び種別割の税率の特例等の規定を整備するものでございます。

条例に関する説明資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、第1条の松島町町税条例の一部改正であります。1の個人町民税の第36条の2第6項の改正につきましては、町民税の申告につきまして年末調整を受けた納税義務者が提出する町民税の申告書の記載事項を簡素化するものでございます。

具体的には4ページの参考資料をお開き願いたいと思います。

地方税法施行規則で町民税の申告書様式の変更を行っていないため、また、所得税の申告書様式についても今後変更になる可能性もありますが、現在の所得税の申告書のイメージでは年末調整の適用を受けた所得控除が申告内容と同額の場合は、内訳、網かけ部の⑩から⑳部分を省略し、点線囲み箇所の㉑の合計額の欄のみ記載し、その後段に別途申告する医療費控除等及び合計額を記載することで申告書の提出ができるようになります。

施行期日は令和2年1月1日でございます。

大変申しわけございませんが、条例に関する説明資料の1ページにお戻り願いたいと思います。

次に、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正につきましては、個人町民税の非課税措置について、新たに児童手当を支給している未婚のひとり親（単身児童扶養者）を対象とするため、給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書にその旨の記載について追加するものでございます。

施行期日は令和2年1月1日でございます。

次に、条例に関する説明資料の2ページをお開き願いたいと思います。

2の軽自動車税につきましては、10月1日からの軽自動車税の環境性能割及び種別割の関係規定について整備するものでございます。

附則第15条関係につきましては、軽自動車税の環境性能割、いわゆる現在の自動車取得税の非課税及び税率の特例に関する改正、また附則第16条関係につきましては、軽自動車税の種別割、いわゆる現在の軽自動車税の税率の特例に関する改正であり、また3ページの第2条の松島町町税条例の一部改正の2の軽自動車税の改正につきましては、その概要を5ページに、軽自動車税関係として説明資料を添付させていただいておりますので、大変申しわけございませんが、後ほどその資料によりご説明させていただきたいと思います。

そのほかの軽自動車税の改正関係になりますが、2ページの附則第15条の2の2につきましては、自動車メーカーの基準性能の虚偽申告等の不正に伴う軽自動車税の環境性能割の不足税額の納税義務を自動車メーカーより賦課徴収する措置について規定するものであり、その

場合、不足税額に100分の10を加算した金額を徴収するものでございます。

また、3ページの附則第16条の2につきましても、附則第15条の2と同様に、軽自動車税の環境種別割についても自動車メーカーの基準性能の虚偽申告等の不正に伴う軽自動車税の不足税額の納税義務を自動車メーカーより賦課徴収する措置について規定するものであり、その場合同じく不足税額に100分の10を加算した金額を徴収するものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

次に、3ページの第2条の松島町町税条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

1の個人町民税の第24条第1項の改正につきましては、現在の個人町民税の非課税の範囲は障害者、未成年者、寡婦等でございますが、子供の貧困に対応するため新たに、児童扶養手当の支給を受けており前年度の合計所得が135万円以下である未婚のひとり親（単身児童扶養者）にも拡充し、令和3年度よりの個人住民税から適用するものでございます。

施行期日は令和3年1月1日でございます。

それでは、軽自動車税の税率の特例の改正関係につきましてご説明いたします。

5ページの軽自動車税関係の参考資料をお開き願いたいと思います。

初めに、上側の白丸印の環境性能割に係る見直しにつきましては、第1条改正の附則第15条の2及び附則第15条の6第3項の改正であり、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの期間に取得した自家用の軽自動車を燃費基準の区分により、税率が1%のものは非課税、また税率が2%から1%へと、図の網かけ部分の税率に改正するものでございます。

施行期日は令和元年10月1日でございます。

次に、2番目の白丸印の種別割（グリーン化特例）に係る見直しにつきましては、第1条改正の附則第16条第2項から第4項の改正の関係であり、薄い網かけ部分になりますが、種別割のグリーン化特例（軽課）の令和2年度分及び令和3年度分の規定を整備するものであり、軽減税率については変更ございません。

施行期日は令和元年10月1日であります。

また、第2条改正の附則第16条第5項の改正につきましては、令和4年度及び令和5年度のグリーン化特例（軽課）について規定するものであり、濃い網かけ部分のようになり、軽課を電気自動車等に限定するものでございます。

なお、こちらにつきましては、施行期日は令和3年4月1日であります。

また、一番下の白丸印になりますが、種別割の重課税について、第1条改正の附則第16条第1項の改正でございまして、現在の軽自動車税と同様に初回登録から13年を経過した車両の

重課の規定を整備するものでございます。

そのほかの改正につきましては、改元に伴う元号による年表示の改正及び地方税法等の改正に伴う引用条文の条項ずれ、文言の整理等の改正を行ったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を11時15分といたします。

午前11時00分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第9 議案第52号 松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第9、議案第52号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第52号松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例改正につきましては、町立幼稚園の授業料について、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年10月1日から0円とするものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 詳細については課長より説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間教育課長。

○教育課長（赤間隆之君） それでは、説明を申し上げます。

今回の松島町立幼稚園授業料徴収条例の一部改正につきましては、少子化対策というこれまでも段階的に推進してまいりました取り組みを一気に加速させるべく、10月1日から施行されます消費税の引き上げによる財源を活用しました施策を実施するために、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が可決され5月17日に公布されたことに伴いまして、新たな子

育て支援制度が導入することにより、本町におけます幼稚園授業料の無償化につきまして本条例の改正を行うものでございます。

最後のページの条例に関する説明資料をごらんください。

今回の条例改正の内容につきましては、法改正によります幼児教育・保育の無償化に伴いまして、松島町立幼稚園の授業料月額5,000円の授業料を無償とするものでございます。

第2条中、（授業料）月額5,000円とあるものを0円に改めまして、第3条から第6条までを削除するというふうな内容になっております。

また、一番下の附則の部分でございます。

施行期日につきましては、令和元年10月1日からとなります。

経過措置といたしまして、この条例の施行前になされた処分、手続その他の行為につきましては、従前の例による旨を規定している内容となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第10 議案第53号 松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部
改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第10、議案第53号松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第53号松島町野外活動施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、松島町野外活動センターの休館日について、これまでの年末年始の規定に加え、月曜日を追加するものであります。

なお、詳細につきましては教育委員会より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 内海教育長。

○教育長（内海俊行君） 詳細については教育次長より説明させます。

○議長（阿部幸夫君） 児玉教育次長。

○教育次長（児玉藤子君） 条例に関する説明資料をごらんください。

松島町野外活動センターの休館日につきましては、これまでの年末年始の規定に加え、この

たび月曜日を追加するものであります。

野外活動施設につきましては、センターロッジやキャンプ場と指定管理による運用を実施しているところであります。これまでの規定は、休館日は12月29日から翌年1月3日までとなっておりますが、今回の改正で利用実態と職員配置の運用の見直しを行い、毎週月曜を休館と加えさせていただくものであります。

繁忙期におきまして指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館や休館ができる規定となっておりますので、利便性を落とさず、従事者の効率的な配置を可能にしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第11 議案第54号 松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第11、議案第54号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第54号松島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が、令和元年10月1日から施行されることに伴い行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、初めに、資料後ろから3枚目になります資料1、幼児教育・保育の無償化の概要をお開き願います。

対象者・対象範囲等は、幼稚園・保育所などを利用する3歳から5歳児までの利用料が無償

となります。

ただし、食材料費を初めとする実費徴収費用は無償化の対象外となります。また、0歳から2歳までの利用料は、住民税非課税世帯が無償となります。

財源は消費税増税分が活用されますが、初年度に要する経費に限り全額国費で負担するなどの財源措置がとられます。

施行時期は、本年10月1日です。

次に、これより2枚さかのぼっていただきまして、条例に関する説明資料について説明申し上げます。

全条共通では、子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、用語の整備を行うものです。

第13条第4項では、1号認定の子供の主食と副食費、2号認定の主食費に加え、副食費も保護者から支払い可能な費用へ変更するものです。

また、副食費免除対象を規定しております。詳細については後ほど説明申し上げます。

次ページに移ります。

第42条第2項及び第3項では、0歳から2歳児へ保育を提供する特定地域型保育事業者等は、幼稚園や保育所など連携施設の確保が義務づけられておりますが、代替保育の提供元として小規模保育事業A型などを新たに追加するものです。

同条第4項及び第5項では、特定地域型保育事業者による卒園後の受け皿提供となる連携施設の確保義務を緩和するものです。

同条第8項では、満3歳児以上受け入れの保育所型事業所内保育事業所による連携施設の確保義務を免除するものです。

それでは、次に、後ろから2枚目の資料2をお開き願います。

資料中段になります、副食費の取り扱いイメージ（第13条関係）をごらんください。

初めに、保育所利用の0歳から2歳までの副食費は、保育料を通じた徴収であり、無償化後も継続されます。

次に、保育所利用の3歳から5歳児までの副食費は、保育所を通じた徴収ですが、無償化後に副食費は実費徴収へ変更されます。

3つ目に、幼稚園利用の3歳から5歳児までの副食費は、既に実費徴収されており、無償化も継続されます。

続いて、副食費の免除対象者です。

まず、保育所利用の0歳から2歳児です。

次に、保育所利用の3歳から5歳までのうち、市町村民税所得割5万7,700円未満世帯。なお、ひとり親世帯等の場合は7万7,101円未満世帯となります。

3つ目に、幼稚園利用の3歳から5歳までのうち、市町村民税所得割7万7,101円未満世帯となります。

また、所得階層にかかわらず、第3子以降の子供の副食費が免除となります。

次のページになります。

松島町の給食費徴収（3歳から5歳児）イメージ図になります。

ここでは無償化前後の保育料と給食費を整理して説明申し上げます。

1号認定の幼稚園では、授業料とは別に給食費は保護者の実費負担となっております。一方、2号認定の保育所では、副食費は保育料を通じて保護者から負担され、主食費は町負担として保護者の実費負担はありませんでした。

無償化後は、授業料と保育料はいずれも無料となりますが、保育所では主食費と副食費の給食費が幼稚園と同様に保護者の実費負担へ変更されます。なお、3号認定の0歳から2歳までの保育所入所児童については、給食費の考え方に変更はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第12 議案第55号 松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第12、議案第55号松島町保育所条例の一部改正について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第55号松島町保育所条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、町立保育所の保育料について、幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴い行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 初めに、条例に関する説明資料をお開き願います。

第3条第2項では、保育料の額について国が定める額を上限に町が定めるという内容に変更

するものでございます。

なお、政令で定める保育料の上限額は月額で、3歳以上は0円、3歳未満で市町村民税非課税世帯も0円、3歳未満でその他の世帯は標準時間が10万4,000円、短時間が10万2,400円です。

施行期日は、令和元年10月1日です。

次のページに移ります。資料1で説明申し上げます。

初めに、令和元年10月以降の松島町保育料徴収基準額（月額）の新旧対照表です。

黄色網かけ部分をごらんください。現在の3歳児及び4歳以上の保育料は、改正後に保育料徴収基準額から削除されます。また、現在、市町村民税非課税世帯で3歳未満児の保育料7,000円は、改正後に0円に改めます。

次のページをお開きください。

令和元年10月以降の松島町保育所給食費（月額）です。現在、3歳未満児は主食費・副食費とも保育料を通じて保護者から徴収しており、改正後も継続されます。

次に、現在、3歳児及び4歳以上については、主食費は町負担で保護者から徴収はなく、副食費は保育料を通じて保護者から徴収しているものを、改正後は主食費は1,000円、副食費は一部免除を除き4,500円と実費徴収へ変更されます。また、市町村民税所得割5万7,700円未満世帯は、副食費が免除されます。

なお、ひとり親世帯等の場合は、市町村民税所得割7万7,101円未満世帯となります。

この資料の左側部分になります。給食費算定根拠です。

国が目安とする給食費（月額）は、主食費と副食費の合計で7,500円に対し、平成30年度決算から求めた1人当たりの食材料費（月額）は約6,350円となっておりました。これらをもとに、近隣市町村の状況なども勘案し、合計で国の目安より2,000円安く、平成30年度決算から求めた1人当たりの食材料費よりも850円安い5,500円で給食費を設定しております。

次のページに移ります。

ここでは無償化前後の保育料等について説明申し上げます。

①B階層、市町村民税非課税世帯で、1歳児と3歳児のケースです。無償化前は保育料合計1万1,700円に対し、無償化後は1歳児と3歳児いずれも無料となります。次に、給食費は1歳児はかかりませんが、3歳児の給食が実費負担となります。よって、合計で1,000円となり、月額で1万700円の負担減となります。

②です。D5階層で1歳児、3歳児及び5歳児のケースです。無償化前は保育料合計9万

5,000円に対し、無償化後は1歳児は変わりませんが、3歳児と5歳児が無料となります。次に、給食費は1歳児はかかりませんが、3歳児と5歳児の主食費と副食費合計5,500円がそれぞれ実費負担となります。よって、合計で4万6,000円となり、月額で4万9,000円の負担減となります。

③B階層、市町村民税非課税世帯でひとり親世帯、5歳児のケースです。無償化前は、保育料合計ゼロに対し、無償化後もゼロと変わりません。次に、給食費は主食費が実費負担となります。よって、月額で1,000円の負担増となります。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第13 議案第56号 地区計画内の建築物制限条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第13、議案第56号地区計画内の建築物制限条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第56号地区計画内の建築物制限条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

今回の条例の改正につきましては、都市計画法に基づき定めている品井沼地区地区計画区域内で、現在定めのある品井沼地区地区整備計画区域以外に、新たに地区整備計画区域の位置づけを行うことに伴い、当該新地区整備計画区域に設定する建築制限の内容を定めるため行うものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） それでは、条例の改正内容につきましてご説明申し上げます。恐れ入ります。提案理由書の次ページ、条例に関する説明資料をお開き願います。

初めに、第6条につきまして、見出し及び同条中の平仮名表記の「建ぺい率」を漢字の「建蔽率」に改めるものでございます。これにつきましては、常用漢字の改訂を受け、都市計画法及び建築基準法につきまして、平成30年4月1日を施行日として漢字の「建蔽率」ということで字句修正されたことに伴い、改めるものでございます。

次に、別表1につきまして、既決定の区域につきましてはその地区名を改め、新たに決定する地区を区分し、それぞれの地区に含まれる字を示すものでございます。こちらの地区の区分につきましては、恐れ入ります、最後のA3判資料、資料3にて説明いたします。

ことし1月24日開催の町議会全員協議会でもご説明しておりますが、既決定の区域くぬぎ台につきましては住宅地区Aとし、新たに決定する地区を住宅地区Bと沿道地区と区分するものでございます。

恐れ入ります。条例に関する説明資料にお戻りいただきまして、次に別表2につきましてご説明申し上げます。

先ほど説明いたしました別表1の区分により、各地区整備計画における建築物等の制限を定めるものでございます。

詳細につきましては、資料2の1ページをお開き願います。

住宅地区Aにつきましては、これまでの品井沼地区地区整備計画区域、いわゆるくぬぎ台から名称を改めるものでございます。

主な変更箇所につきまして、下に赤字で項目ごとの説明を記載しております。建築物等の用途の制限及び建築物の敷地面積の最低限度につきましては、宮城県より現行建築基準法の表記に改めるよう指導がありましたことから直すものでございます。制限の内容につきましては、現行の規制と変更はございません。

続きまして、参考資料の次ページ、2ページをお開き願います。

名称を住宅地区Bとし、新たに位置づけした区域でございます。建築物等に関する事項につきましては、同じように下に赤字で項目ごとの説明を記載しております。日本全体で人口減少が進む中、大規模な開発等による人口増加対策を目的とした地区整備計画の設定につきましては、同意権者である宮城県の理解を得ることができませんが、今回の地区整備計画につきましては、市街化調整区域内での地域コミュニティの維持を目的とした計画となっております。

松島町の現状を宮城県にもご理解いただき、建築物等の用途の制限につきましては、住宅地区B、沿道地区の新たな2つの地区に共同住宅を設定することに関して宮城県知事の同意をいただいているところでございます。今回の用途の制限にも加えまして、さらに独立して建築が想定される倉庫や車庫の用途も規定してございます。建蔽率や容積率につきましては、既に規制住宅地であることを踏まえまして、用途地域の1つである第一種住居地域にて用いられている値を設定してございます。また、敷地面積の最低限度、壁面の位置につきまして

は、規制の住宅地であることを踏まえ、非設定としてございます。

次ページをごらん願います。

名称を沿道地区として新たに位置づけした計画区域でございます。建築物等の用途制限につきましては、品井沼駅に隣接していることや幹線道路沿いであることから、住居系に加え、日用品販売店舗、事務所等の立地も可能な制限内容としてございます。

こちらにつきましても、建築物等に関する事項につきましては下に赤字で項目ごとの説明を記載しております。

条例に関する説明資料にお戻りいただきまして、別表3についてご説明いたします。

別表3では、別表1により区分した各地区整備計画区域における建築物の高さや意匠、構造物の制限について定めるものでございます。新たに位置づけする住宅地区B、沿道地区の建築物の高さや意匠につきましては、住宅地区Aであるくぬぎ台と一体的な街並み形成を図る観点から、建築物の高さは10メートル以下とし、階層は3以下とするということで同様の制限としてございます。

また、構造物、いわゆる垣または柵の構造の制限に関しましては、住宅地区Bと沿道地区では規制住宅地であることから既にブロック塀等が設置されておりますので、こちらは「新たに設置する場合は」ということで制限を設けているものでございます。

これらの案につきましては、県都市計画課の事前協議を行い、町の都市計画審議会にて諮問し、意見なしということで答申をいただいているところでございます。

なお、本地区計画につきましては、宮城県知事の同意を9月12日付でいただいていることを報告させていただきます。

以上をもちまして、地区計画内の建築物制限条例の一部改正についての説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第14 議案第57号 松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第14、議案第57号松島町水道事業給水条例の一部改正について（提案説明）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第57号松島町水道事業給水条例の一部改正について提案理由を申し

上げます。

今回の条例の改正につきましては、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新規制が導入されたことに伴い、更新に係る手数料を定めるとともに、従前の新規指定手数料について改定を行うものであります。

また、水道法施行令の一部改正に伴う引用条ずれの整理を行うものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） それでは、議案台57号給水条例の一部改正にする条例についてご説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、条例に関する説明資料をお開き願います。

今回の条例改正の要点でございますが、これまで指定給水工事事業者の指定有効期限が無期限であったことから、事業者の廃業等の所在確認が反映できないことや事業者によって技術力の差異が出ているといった事案が報告されております。これらの状況を鑑み、国の審議会の意見を踏まえ、5年ごとの指定更新制等が規定されたものでございます。

そのため、今回の指定更新制等の規定にあわせて、本町の給水条例の一部を改正するものでございます。

それでは、条ごとにご説明させていただきます。

まず、第8条の4項及び5項につきましては、水道法施行令の改正に伴い、引用条ずれの整理を行うものでございます。

次に、第32条第6号につきましては、水道法の一部改正に伴い、指定給水装置工事事業者指定手数料を1件につき1万4,000円を1万円に改めるものです。

次に、第32条第7号につきましては、指定給水装置工事事業者の指定更新手数料を1件につき7,000円と定めるものです。

次に、第35条の第1項につきましては、水道法施行令の改正に伴い引用条ずれの整理を行うものでございます。

次に、附則でございますが、施行期日を令和元年10月1日と定めるものでございます。

最終ページには、水道法の一部改正及び水道法施行令の一部改正に係る概要を記載しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第15 議案第58号 工事請負契約の締結について（提案説明）【町道垣ノ内
幹線避難道路整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第15、議案第58号工事請負契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第58号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、東日本大震災復興交付金事業として実施する町道垣ノ内幹線避難道路整備工事に関するものであり、去る9月12日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長425メートルを行うものであります。工期は令和2年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道垣ノ内幹線避難道路整備工事につきまして説明いたします。

工事につきましては、東日本大震災復興交付金事業により避難道路を整備するものであります。

説明資料の1ページ目をお開きください。

位置図であります。施工箇所につきましては、松島地区の国道45号普賢堂交差点より垣ノ内方面に入りまして、東京モータースの前を通り坂道を上っていく町道であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

図面上の平面図ですが、図面左が国道45号普賢堂交差点、図面右が松島消防署からホテル新富前、水主町を通り、五大堂前交差点までの町道高城・松島線であります。赤色箇所が工事箇所でありまして、起点は国道45号普賢堂交差点、終点は町道高城・松島線との交差点であります。

避難道路につきましては、道路幅員を6メートルで計画しておりますが、起点部より東京モータースに曲がる交差点までは道路幅員が6メートル以上ありますので、交通安全施設の外側線設置のみとなります。そこから終点部までは道路幅員6メートルに拡幅改良するものです。拡幅に伴いのり面の切り土を行いますので、植生基材吹きつけ及びコンクリート吹きつけでのり面保護を行います。施工延長は全体で425メートルですが、その中で拡幅改良延長は252メートルであります。

図面下は標準横断面図になります。左側につきましては、切り土区間の横断面図です。現在もモルタル吹きつけのり面となっている南側のり面の切り土を行い、拡幅するものであります。また、拡幅側の側溝設置及び全幅の舗装打ちかえを行います。

横断面図右側につきましては、終点部の切り土がない箇所の横断面図です。盛り土の裏面側に約50センチほど拡幅を行い、両側の側溝設置及び全幅の舗装打ちかえを行います。

図面右上、工事概要ですが、施工延長425メートル。土工、切り土1,060立米、盛り土60立米。法面工、コンクリート吹きつけ522平米、植生基材吹きつけ92平米。排水工、道路側溝355メートル、集水ます5基。舗装工、車道部舗装工1,308平米。擁壁工、道路擁壁38メートル。交通安全施設工一式であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法につきましては、条件付き一般競争入札を2回実施しましたが、1回目は1者より入札がありましたが入札前に辞退。2回目が入札を行いました。落札に至らず、3回目となる今回指名競争入札を行ったものであります。

指名業者は10者であり、7者入札前に辞退がありまして、3者で入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、奈良建設株式会社仙台支店を請負契約予定者としたものであります。

落札金額は1億500万円であり、契約額につきましては、消費税が入りまして1億1,340万円であります。また、仮契約につきましては令和元年9月18日に締結しております。

なお、工期につきましては令和2年3月31日までであります。繰り越しを予定しており、令和2年9月の完成予定であります。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ス購入】

○議長（阿部幸夫君） 日程第16、議案第59号物品売買契約の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第59号物品売買契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の物品売買契約の締結につきましては、消防用ホース格納庫に収納しているホースの経年劣化による更新に伴い250本購入するものであり、去る8月8日の入札に付し、議案のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

納期は令和元年12月25日であります。

なお、詳細につきましては危機管理監より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 蜂谷危機管理監。

○危機管理監（蜂谷文也君） それでは、議案第59号物品売買契約の締結につきましてご説明申し上げます。

3枚目の消防用ホース購入についてと記載された資料をごらんいただきたいと思います。

今回購入する消防用ホースは、下に写真がございますが、口径が65ミリで延長は20メートル、耐圧は1.3メガパスカルのホースとなっております。これらにつきましては一般的に消防用ホースとして使用する標準規格で、既存の消火栓や消防用ポンプで使用されるものです。

下にはホースの格納箱と格納状況を参考として記載しております。

次のページ、入札結果をごらん願います。

入札の方法を条件付き一般競争入札としたところ、4者からの申し込みがありました。入札の結果、仙台市若林区六丁の目北町16番15号、株式会社アオキが落札しております。落札額は737万5,000円。契約額は税込みで796万5,000円となっております。仮契約は8月14日に行っております。納期は令和元年12月25日でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

【長田雨水ポンプ場他 1 施設の復興事業に係る建設工事委託に関する協定】

○議長（阿部幸夫君） 日程第17、議案第60号工事委託に関する変更協定の締結について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第60号工事委託に関する変更協定の締結について提案理由を申し上げます。

今回の変更協定の締結につきましては、平成28年12月12日定例会で工事委託に関する協定の議決をいただきました長田雨水ポンプ場他 1 施設の復興事業に係る建設工事委託に関するものであります。

工事が令和元年12月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、変更協定を締結するものであります。

なお、詳細につきましては水道事業所長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 議案第60号工事委託に関する変更協定の締結についてご説明させていただきます。

今回の変更協定の締結につきましては、さきに説明がございましたが、平成28年12月28日の定例会で工事委託に関する協定の締結の議決をいただきました長田雨水ポンプ場他 1 施設の復興事業に係る建設工事委託に関するものでございます。

工事が令和元年12月に完了の見込みであることから、事業費の精算を行い、現協定額12億8,600万円から変更協定額11億4,600万円とし、1億4,000万円を減額するものでございます。

内訳につきましては、資料を添付しておりますので資料をお開き願います。あわせて、最終ページに位置図を添付しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の変更協定に係る内訳でございますが、長田及び小梨屋雨水ポンプ場の土木工事費につきましては、工法等の変更により若干の増額となっておりますが、建築及び機械、電気工事につきましては減額となっており、全体としましておおむね1割程度の減額となったものでございます。

増減の主な理由についてでございます。

まず、長田雨水ポンプ場の土木工事費につきましては、当初設計では仮設矢板打設機を一般

的な圧入機で設計しておりましたが、工事施工業者と詳細な現地調査の結果、岩盤線が想定よりも高く打設機を岩盤対応に変更したことで増額になったものでございます。

また、機械電気工事費につきましては、最終仕様により工事を発注したところ、請負差額により減額となったものでございます。

次に、小梨屋雨水ポンプ場の土木費につきましては、当初掘削をオープンカット工法で設計しておりましたが、現在の役場駐車場にかなりの影響が出るため、必用最低限の工事ヤード面積にするため鋼矢板建て込み工法に変更した結果、増額になったものでございます。

また、機械、電気設備につきましては、長田雨水ポンプ場と同様となりますが、最終仕様により工事を発注したところ請負差額により減額になったものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第18 議案第61号 工事請負契約の変更について（提案説明）【古浦漁港防潮堤整備工事】

○議長（阿部幸夫君） 日程第18、議案第61号工事請負契約の変更について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第61号工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の変更につきましては、平成30年9月10日定例会で請負契約の締結の議決をいただきました古浦漁港防潮堤整備工事について、基礎杭工法の変更を行い、関連する地盤改良工の減工を行うものであります。

また、工事が令和元年12月に完了の見込みであることから、工事費の精査を行い、変更契約を締結するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、古浦漁港防潮堤整備工事の変更につきまして説明いたします。

説明資料の2ページ目をお開きください。

防潮堤の計画図ですが、基本的な防潮堤の形状は、当初契約時から変更はありません。図面

中央の平面図であります。図面上が県道奥松島・松島公園線側、図面下が海側となります。防潮堤の整備位置につきましては、赤で着色しておりますが、J R 仙石線の漁港がある海側に整備を行うものです。

また、臨港道路部分につきましては、電動式の陸閘、横引の鋼製ゲートを設置するものであります。

図面右は標準横断図ですが、J R 仙石線の線路中心より9.5メートル海側に重力式擁壁を設置するものであり、防潮堤の天端高さはT.P. +3.3メートル、擁壁全体の高さは3.7メートルであります。

防潮堤の基礎杭工は、φ400ミリの鋼管杭を設置します。また、海水の遮水矢板を設置するものです。鋼管杭の長さにつきましては、当初4.0メートルから19.0メートルでしたが、4.0メートルから23.5メートルと変更になっております。

工事概要としましては、施工延長71.1メートル。重力式擁壁工64.1メートル。鋼管杭工φ400ミリ54本。遮水鋼矢板工73.45メートル。陸閘工幅0.7メートル、高さ1.74メートル1基であり、当初計画と工事終了では変更はありません。

説明資料の3ページ目をお開きください。

基礎杭工法の変更及び地盤改良工の減工の概要でございます。

図面左が当初計画、図面右が変更計画ですが、当初計画では高さ30メートル、重量85トンの3点杭打ち機械による施工を計画しておりました。また、施工場所の地盤が弱いことから、J R 仙石線の線路への機械重量による影響防止、それから機械の転倒防止のため地盤改良工を計画しておりました。

工事実施に当たり、受注業者で追加のボーリング調査及び現地掘削による土質調査を行い、施工機械の高さ・重量が軽減できるプレボーリング工法に変更しております。

また、機械重量が軽減になるため、中層混合処理による地盤改良を減工しております。

それから、施工機械の高さが低くなったことにより、J R 近接工事の条件である機械誘導員などについて減工するものであります。

基礎杭工法では、鋼管杭の施工工法及び杭長が長くなったことにより当初より工事費が高くなりますが、地盤改良工の減額及びJ R 近接工事関係経費が安くなりますので、全体では工法変更による減額となっております。

契約金額ですが、変更前は2億6,244万円、変更後は2億4,315万5,520円、減額1,928万4,480円。当初比率で7.3%減額となっております。

説明につきましては以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を13時といたします。

午後 0時02分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第19 議案第62号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）について
（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第19、議案第62号令和元年度松島町一般会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第62号令和元年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金等について補正するものであります。

補正の概要を、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、8ページをお開き願います。

2款総務費1項8目企画費につきましては、定住促進事業に対する補助交付額確定により財源更正するものです。

16目震災復興基金費及び17目東日本大震災復興交付金基金費につきましては、平成30年度までに実施した事業に繰り入れをした繰入金金の不用相当額について、それぞれの基金へ積み立てするものであります。

19目ふるさと納税費につきましては、寄附見込み額の増により事業費を補正するものであります。

9ページにわたります。

5項2目指定統計費につきましては、令和元年5月21日付、農林業センサス市町村交付金及び令和元年6月12日付国勢調査調査区設定市町村交付金の交付決定通知に伴い、財源更正並びに予算の組み替えをするものであります。

3款民生費1項2目障害者福祉費につきましては、株式会社松島電工よりいただいた寄附を財源として希望園の保育教材購入費について補正するものであります。

5目介護保険対策費につきましては、介護保険システム改修費について繰り出しするものであります。

2項3目保育所費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い財源更正するものであります。また、株式会社松島電工からいただいた寄附を財源として保育所の保育教材購入費について補正するものであります。

5目子ども医療対策費につきましては、子ども医療費の実績見込みにより扶助費を補正するものであります。

10ページにわたります。

4款衛生費1項1目保健衛生総務費につきましては、依願退職による職員1名分の人件費の精査により減額するものであります。

7款商工費1項3目観光費につきましては、国際交流員の切りかえに伴う経費について補正するものであります。

8款土木費5項2目公共下水道費につきましては、任期満了により神奈川県任期付職員1名が退職となったことに伴い、繰出金を減額するものであります。

11ページにわたります。

5目街路事業費につきましては、町道根廻・磯崎線（磯崎地区）道路整備事業の進捗による予算の組み替え及び町道根廻・磯崎線（根廻地区）道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金の内示により財源更正するものであります。

6項2目木造住宅等震災対策事業費につきましては、木造住宅耐震診断の申請件数が当初見込んでいた3件に達しており、申請相談がある1件分を補正するものであります。

3目住宅環境整備費につきましては、民間建築物吹きつけアスベスト分析調査事業について国の補助対象期間が延長されたことに伴い、申請相談のあった2件分を補正するものであります。

9款消防費1項3目災害対策費につきましては、当初予算に計上しておりました防災行政無線改修事業に対する起債充当率の変更に伴い、財源更正するものであります。

10款教育費3項1目中学校管理費につきましては、中学校放送設備の更新費用について補正するものであります。

12ページをお開き願います。

2目教育振興費につきましては、松島サンデーズシニアソフトボールよりいただいた寄附を財源として、中学校部活動の用具購入費について補正するものであります。

5項3目給食施設費及び6項1目幼稚園費につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う財源構成となっております。

歳入につきましては、3ページをお開き願います。

11款地方特例交付金1項1目地方特例交付金につきましては、今年度の交付額の確定に伴い減額するものであります。

2項1目子ども・子育て支援臨時交付金につきましては、10月から実施される幼児教育・保育の無償化に係る法令負担割合に基づく町負担分に対して措置される見込み額を補正するものであります。

12款1項1目地方交付税の普通交付税につきましては、今年度の交付額の確定に伴い減額するものであります。震災復興特別交付税につきましては、町道根廻・磯崎線（根廻地区）道路整備事業及び災害派遣職員経費に対する一般財源負担分について措置される見込み額を補正するものであります。

4ページをお開き願います。

14款分担金及び負担金1項1目民生費負担金及び15款使用料及び手数料1項9目教育使用料につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い保育料及び幼稚園授業料を減額するものであります。

16款国庫支出金2項5目土木費国庫補助金につきましては、町道根廻・磯崎線（根廻地区）道路整備事業及び木造住宅耐震診断助成事業並びに民間建築物吹きつけアスベスト分析調査事業に対するものであります。

17款県支出金2項1目総務費県補助金につきましては、交付額確定に伴い減額するものであります。

2目民生費県補助金につきましては、歳出でご説明しました子ども医療費助成に対するものであります。

5ページの6目土木費県補助金につきましては、歳出でご説明しました木造住宅耐震診断助成事業に対するものであります。

3項1目総務費委託金につきましては、統計調査に係る交付金の交付決定に伴い補正するものであります。

19款寄附金1項1目一般寄附金のふるさと寄附金につきましては、実績により寄附見込み額

を増額するものであります。

2目民生費寄附金につきましては、株式会社松島電工より、福祉事業に活用してほしいとのご意向で寄附をいただいたものであります。

3目教育費寄附金につきましては、松島サンデーズシニアソフトボールより、中学校部活動の振興に活用してほしいとのご意向で寄附をいただいたものであります。

6ページにわたります。

20款繰入金1項1目国民健康保険特別会計繰入金から4目下水道事業特別会計繰入金につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金について財源を精査し、各種特別会計より繰り入れするものであります。

21款1項1目繰越金につきましては、平成30年度決算に伴い補正するものであります。

7ページにわたります。

22款諸収入5項2目雑入につきましては、幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収となる幼稚園及び保育所の給食費に係る利用者負担金について補正するものです。

23款町債1項2目土木債につきましては、町道根廻・磯崎線（根廻地区）道路整備事業に対するものであります。

3目消防費につきましては、当初予算に計上しておりました防災行政無線改修事業に係る起債について充当率に変更となったことから補正するものであります。

4目臨時財政対策債につきましては、今年度の普通交付税の算定に基づき借入可能額が確定したことから補正するものであります。

これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長等より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） 主要事業説明資料1、事業名、幼児教育・保育無償化に係る歳入増減。補正予算事項別明細書につきましては4ページから6ページになります。

本年10月1日から始まる幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園授業料及び保育所保育料の歳入減額、学校給食収入に係る副食費免除分の減額及び保育所給食費の歳入増額を行うものでございます。

補正額について説明申し上げます。

歳入14款1項1目1節保育所保育料は、3歳以上園児132人分を減額するものです。

15款 1 項 9 目 3 節幼稚園授業料は、園児110人分を減額するものです。

22款 5 項 2 目 1 節学校給食費負担金（幼稚園）は、副食費免除分を減額するものです。

飛びまして、22款 5 項 2 目 3 節保育所給食費負担金（児童）は、3歳以上園児132人分を新たに設定するものです。

なお、22款 5 項 2 目 2 節保育所給食費負担金は、保育所職員に係るもので、保育所給食費負担金（児童）が新たに設定されることにあわせ、10月以降分を22款 5 項 2 目 3 節へ移行しております。

また、本年度に限り子ども・子育て支援臨時交付金が国から負担されることから、補正額1,495万円の減額に対し、対象分となる1,399万円が補填されるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 事項別明細書11ページ、主要事業説明資料2になります。

8 款 6 項 3 目住宅環境整備費、民間建築物アスベスト対策事業費の補正につきまして説明いたします。

民間建築物における吹きつけアスベスト等については、平成17年度より吹きつけアスベストの分析調査、除去等への国の補助制度が創設され、実施してきているものであります。

対象建築物につきましては、昭和31年から平成元年まで施工された民間建築物のうち、延べ面積が1,000平米以上のもの、それから集会施設、ホテル・旅館、飲食店・物販店などで延べ面積が300平米以上のものとなっております。

補助調査は、分析調査が平成29年度末までの着手期限、除去等が令和2年度までの着手期限でありましたが、調査及び除去が進まないことから、分析調査の着手期限を令和2年度まで3年間延長しております。

着手期限の延長に伴い、再度所有者に対し吹きつけアスベスト除去の推進について通知をしたところ、2件の調査仮申し込みがあったことから、分析調査事業費補助金を補正するものです。

事業概要であります。民間建築物吹きつけアスベスト分析調査事業費補助金。1件当たり25万円。2件の実施予定でありまして、全体で50万円であります。

財源内訳につきましては、国費、これは社会資本整備総合交付金であります。補助率100%となっております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第20 議案第63号 令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第20、議案第63号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第63号令和元年度松島町国民健康保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第21 議案第64号 令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第21、議案第64号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第64号令和元年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第22 議案第65号 令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第22、議案第65号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第65号令和元年度松島町介護保険特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金及び一般会計繰出金について補正するものであります。

また、介護報酬改定に伴う介護保険システム改修業務及び地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金並びに修正申告に伴う所得額の変更による保険料還付金、平成30年度支払基金交付金の確定による返還金について補正し、これらの財源を精査し財政調整基金繰入金を減額するものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 主要事業説明資料に基づき、地域介護・福祉空間整備等施設整備事業についてご説明いたします。

事項別明細書は6ページ、歳出1款1項1目一般管理費の19節負担金補助及び交付金をご確認願います。

事業内容は、認知症対応型通所介護事業所と認知症型高齢者グループホームが実施する給排水設備及び空調設備の改修に係る費用を助成するものでございます。

対象施設につきましては、桜渡戸にございます社会福祉法人功寿会が運営する桜の家です。デイサービスとグループホームそれぞれにおける給湯器、給水ポンプ、空調機を老朽化に伴って改修する工事となっております。

この事業は国庫補助対象で、補助率10分の10となっております。今回、歳入の3款2項6目におきましても同額で増額補正を計上させていただいております。

以上で説明を終わります。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第23 議案第66号 令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第23、議案第66号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第66号令和元年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金について補正し、財政調整基金繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第24 議案第67号 令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算
(第1号) について (提案説明)

○議長（阿部幸夫君） 日程第24、議案第67号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算（第1号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第67号令和元年度松島町松島区外区有財産特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金について補正し、それぞれの区有財産へ積み立てするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第25 議案第68号 令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第25、議案第68号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について（提案説明）を議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第68号令和元年度松島町下水道事業特別会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、平成30年度決算に伴う繰越金を一般会計へ繰り出しするものであります。

また、任期満了により退職となった任期付職員に係る経費について補正し、一般会計からの

繰入金を減額するものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第26 議案第69号 平成30年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）

○議長（阿部幸夫君） 日程第26、議案第69号平成30年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について（提案説明）を議題とします。

報告書の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第69号平成30年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由を申し上げます。

平成30年度松島町水道事業会計未処分利益剰余金9,665万1,375円のうち、2,000万円を減債積立金に積み立てし、残額の7,665万1,375円を繰り越すことによって未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

日程第27 議案第70号 平成30年度松島町一般会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第28 議案第71号 平成30年度松島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第29 議案第72号 平成30年度松島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第30 議案第73号 平成30年度松島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第31 議案第74号 平成30年度松島町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第32 議案第75号 平成30年度松島町観瀾亭等特別会計歳入歳出決算認定について（提案説明）

日程第33 議案第76号 平成30年度松島町松島区外区有財産特別会計歳入歳出
決算認定について（提案説明）

日程第34 議案第77号 平成30年度松島町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について（提案説明）

日程第35 議案第78号 平成30年度松島町水道事業会計決算認定について（提
案説明）

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第27、議案第70号から日程第35、議案第78号までは平成30年度各種会計決算認定に関する議案であり関連がございますので、一括議題とし、一括して提案理由の説明を求めたいと思います。

なお、議案の朗読については省略といたします。

このことについて、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

日程第27、議案第70号から日程第35、議案第78号までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 平成30年度松島町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計の決算を上程しておりましたので、よろしくご審議の上、承認いただきますようお願い申し上げます。

決算書及び関係資料につきましては、既にお手元に配付しておりますので、詳細は省かせていただきまして、決算の概要を説明申し上げます。

さて、平成30年度の我が国の経済は、緩やかな回復を続けており、景気回復期間は戦後最長に迫っております。しかしながら、相次いだ自然災害により、個人消費や輸出を中心に経済は一時的に押し下げられ、人手不足の深刻化や労働生産性の伸び悩みなどの課題が残されており、地方財政においても引き続き厳しい状況が続いております。

こうした状況の中での予算執行となりましたが、議員各位からのご助言、ご協力によりまして、予算計上いたしました各種事業、施策を的確に実施できましたことに御礼申し上げる次第であります。

また、各種会計の決算審査につきまして、丹野、赤間両監査委員に詳細な審査をしていただきましたことに対し、感謝を申し上げます。両委員からご指導いただきました点につきましては、今後の町政運営に反映させてまいります。

平成30年度一般会計の決算につきましては、歳入総額105億5,568万1,000円に対し、歳出総

額92億7,301万9,000円となり、歳入歳出差し引き額12億8,266万2,000円をもって決算しております。

歳入歳出総額から繰越明許費繰越額 6 億2,650万円及び事故繰越額 1 億398万2,000円を合わせて差し引いた 5 億5,218万円が実質収支額となっております。

この実質収支額のうち、2 億7,700万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てるものであります。

平成30年度予算に対する歳入の収入率は92.98%、歳出の執行率は81.68%となっております。

町税につきましては、徴収率は前年度より0.4%増の96.4%となり、法人町民税、軽自動車税の増により、町税全体で4,800万円ほど増収となりました。

それでは、歳出の主な事務費につきまして、説明申し上げます。

議会費につきましては、議会運営に関する経費であります。

総務費の一般管理費につきましては、職員の資質向上や知識・技能の習得を図るための研修及び職員の健康管理の一助として健康診断など福利厚生事業を実施しました。

広報広聴費につきましては、広報誌などを通じて町民の皆様に町政や行事等の最新の情報を広くお知らせしたほか、ホームページやフェイスブックに加え、新たに公式Instagramを開設し、より一層町内外へ本町の魅力をわかりやすくタイムリーに情報発信しました。また、行政相談、無料法律相談を定期的で開催し、住民の生活の不安解消に努めました。さらに、今後の町政運営の参考とすることを目的とした行政区役員懇談会を開催し、各行政区における要望事項などについて意見交換を実施しました。

財産管理費につきましては、入札監視委員会の開催及び庁舎の維持管理並びに普通財産の管理等を行いました。また、平成29年度決算に係る新地方公会計による財務書類を作成し、公表しました。

企画費につきましては、総合計画審議会において、復興関連事業に係る進捗状況の報告や意見を賜り、長期総合計画に掲げる各施策の推進を図りました。

企業誘致につきましては、東京都内と名古屋市内で開催された宮城県企業立地セミナーに参加し、宮城県内において事業展開を検討している企業に向けて町の企業誘致に関する取り組みや情報を説明したほか、次世代放射光施設の計画に参画予定の企業と学術研究者が一堂に会する一般財団法人光科学イノベーションセンター主催の会議に出席し、次世代放射光関連企業の誘致に向けた本町の取り組みや情報提供を行いました。

定住促進につきましては、復興支援定住促進事業補助金と津波住宅再建支援事業補助金を引

き続き交付し、町内外からの移住・定住者への支援を行いました。

また、移住地としての松島の魅力をPRするため、移住・定住ガイドブックを作成し、東京都内で開催された県主催の「みやぎ移住フェア」等に参加の上、配布し、移住を希望されている方に対し、情報提供や移住相談を行いました。

さらに、東京都内のみやぎ移住サポートセンターにおいても配布し、松島町への移住について一層のPR活動の強化を図りました。

景観形成につきましては、景観条例、景観計画に基づき、町民や事業者の方々と事前協議や届出制度を通じた景観形成に関する協議等の中で適切な誘導を行い、ご理解をいただきながら景観を生かしたまちづくりの推進に努めました。

交通安全費につきましては、カーブミラー等の交通安全施設整備工事と路面表示や停止線等の区画線整備工事を実施し、交通事故防止に努めました。また、幼児、児童、高齢者を交通事故から守るため、交通安全指導員による定期的な街頭指導や交通安全教室を実施しました。

啓発事業としましては、高齢者を対象とした交通事故防止の呼びかけや飲酒運転撲滅運動を、塩釜地区交通安全協会松島支部及び松島町交通安全母の会と連携し、重点的に取り組みました。

なお、日ごろの交通安全活動の一助もあり、令和元年6月8日に「交通死亡事故ゼロ6年間」を達成し、宮城県知事から褒状が授与されました。

諸費につきましては、行政区長等移動研修会を開催し、山形県天童市において「認可地縁団体の制度と取り組み」について研修及び意見交換を行いました。

また、各地区防犯指導隊の活動支援と警察を初めとした関係団体と連携を図り、住民の安全と犯罪、非行の未然防止に努めました。また、各地区の防犯灯設置及び電気料金の助成を行い、夜間の安全確保に努めました。

電子計算費につきましては、住民情報システム、財務会計システム、総合行政ネットワークシステムの保守業務及び賃貸借を4月から9月まで実施しました。また、システムの切りかえにより、10月からは基幹系システム及び公会計システムの賃貸借を実施しました。さらに、基幹系システムにおいて、後期高齢者医療制度改正への対応のための改修業務や、社会保障・税番号制度における旧姓併記に係る環境整備を計画的に進めました。

町民バス運行費につきましては、路線バスの運行並びに第二小学校及び第二幼稚園へ通学バスの運行を行い、公共交通空白地区に通勤、通学、外出のための移動手段を確保したほか、松島町地域公共交通網形成計画に基づき、平成30年10月から12月までの3カ月間、北部地区

一帯を対象に「デマンドバス実証実験運行」を実施し、町民バスの運行手法について検証いたしました。

施設管理費につきましては、集会施設の環境整備を図るため、反町支館の下水道接続工事及び中オサブセンターの簡易水洗化工事を実施いたしました。

復興推進費につきましては、長期総合計画に基づく復興まちづくりの具体化に向け、復旧・復興事業間の調整を行いながら事業推進を図ったほか、道路面補修事業等を初めとする復興交付金事業計画の作成を行い、町が実施主体となる事業に対する復興交付金の配分を受け、復興事業の推進に努めました。

ふるさと納税費につきましては、返礼品の随時リニューアル並びに使途事業を明確にするとともに、新たなポータルサイトへの掲載を行うことで日本全国の皆様へ向け啓発に努めました。

戸籍住民基本台帳費につきましては、町民の利便性向上を図るため週の初日の窓口延長を引き続き行い、諸証明の交付事務を実施するとともに、第三者による虚偽の届け出や諸証明の不正取得を防止するため本人確認を適正に行い、個人情報保護に努めました。また、マイナンバー制度に伴う個人番号の取り扱いやマイナンバーカードの交付等を適正に行いました。

民生費の社会福祉総務費につきましては、法務省からの人権啓発活動委託事業として、「障がいについての知識と理解を深める講演会」等実施いたしました。また、地域の社会福祉向上を図るため、民生委員・児童委員への活動支援や社会福祉協議会を初めとする福祉団体等への助成を行いました。

障害者福祉費につきましても、障害のある方に障害者総合支援法などに基づき、施設入所費や通所サービス費の支給、医療給付、補装具費支給、日常生活用具給付などを行いました。難聴児補聴器購入費用の一部助成や埋め込み型人工咽頭用人工鼻を給付対象に加え、障害者の日常生活の便宜を図りました。

地域活動支援センター「希望園」では、週4日は障害児とその家族が日中一時支援事業を、週1日は障害者が交流サロン事業として利用し、松島町社会福祉協議会へ委託をし実施しております。このほか、心身障害者医療費助成事業、障害者団体への助成などを行いました。

老人福祉費につきましては、高齢者自身が地域の支え手として活動できるよう、老人クラブ等の組織に啓発を行うとともに、支援を必要とする方に対して緊急通報システムや高齢者タクシー助成、宅配夕食サービスを継続して実施しました。

保健福祉センター管理費につきましては、施設の修繕や敷地内受電設備更新のため工事を実

施し、施設の保全や安全管理に努めました。また、運営の見直しを行い、ふれあいの湯が今後も長期的に町民の憩いの場となるよう努めました。

児童措置費につきましては、中学校終了前の子育て世帯の生活の安定と児童の健全な育成に資することを目的に児童手当の支給を行いました。

保育所費につきましては、宮城テレビより寄贈を受けたエアコン等の配備、各施設における修繕及び備品購入による環境整備等を行い、子供たちが安全に過ごすことができる保育所運営に心がけました。

また、保育所・幼稚園の再編成について、こども園とする方向性のもと、庁舎内での検討会議の開催や松島町社会福祉協議会と検討を重ねました。

母子福祉費につきましては、母子・父子家庭に医療費助成を行い、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。子ども医療対策費につきましては、18歳に達する日の属する年度末までの子供の通院・入院を医療費助成の対象とし、医療機会の確保と経済的負担の軽減を図りました。

子育て支援事業費につきましては、第2期となる「子ども・子育て支援事業計画」策定に係るアンケート調査を実施し、保護者ニーズや子育て支援施策に係る基礎数値の把握を行いました。

児童館費につきましては、「こどもまつり」や「ハロウィン」など親子で参加できるイベントを実施し、保護者同士の交流や異年齢交流の場を提供しました。留守家庭児童学級についても、適正な職員配置を行い、子供たちが放課後安心して楽しく過ごすことができる居場所づくりに努めました。

保健衛生総務費につきましては、2市3町における歯科保健医療体制の整備を図るため、塩釜地区歯科口腔保健センター整備事業への補助を行いました。また、町民一人一人の命を支える体制づくりを推進するため、松島町自死対策計画を策定しました。

予防費につきましては、第2次健康プランの中間評価を行い、課題となっている運動習慣の定着に向けて「松島オリジナル体操」を作成し、運動普及に努めました。また、各種健診の未受診者対策としては、休日健診や追加健診の実施、受診率の低い働き盛り世代に対し受診勧奨を行いました。

予防接種事業につきましては、風疹の全国的な流行に対応し、風疹ワクチン等接種費用の助成を実施しました。

健康館費につきましては、屋根漏水改修工事及び施設の修繕を実施し、健康館の営繕管理に

努めました。

母子衛生費につきましては、支援が必要な妊婦等に対し早期から継続的な支援を実施するとともに、関係機関と連携し、相談体制の強化を図りました。

環境衛生費につきましては、ごみのないきれいな町を目指し、各地区協力のもと町内一斉清掃活動を展開し、環境美化促進に取り組みました。さらには、環境美化推進員による不法投棄のパトロール活動を実施し、監視体制の強化と早期発見に努めました。

また、公衆衛生組合連合会の協力のもと、乳剤等の防疫殺虫剤を配布し、衛生害虫の発生抑制に努め、さらには、宮城県獣医師会と連携して町内11会場で飼い犬の狂犬病予防注射の集合接種を実施するなど、環境衛生対策の充実を図りました。

さらに、町営三浦墓地のり面が長年の風化により崩落の危険性があることから、のり面補強工事を2カ年事業の2年目として86.5メートル施工し、安全確保に努めました。

塵芥処理費につきましては、町内200カ所のごみ集積所から生活系ごみの収集を行い、さらに年4回のハッピーマンデーにおいては燃えるごみの収集を行いました。また、公衆衛生組合や各地区の協力のもと、分別の徹底やリサイクル等に関する啓発を行い、ごみの減量に努めました。

勤労青少年ホーム費につきましては、ITルームの活用としてパソコン教室を開催し、基本から応用を学べる講座を実施したほか、小学校、幼稚園、保育所などの児童・幼児向けの「図書の巡回文庫」や「子どもの本移動展示会」「ブックラリー」を継続的に実施し、身近に本と触れ合う読書活動を推進しました。

農業委員会費につきましては、農地法に基づき農業者が円滑な農地利用を行えるよう支援し、農地等の利用最適化の推進に取り組みました。

農業振興費につきましては、松島町地域水田農業ビジョンに基づき、産地づくり対策事業を推進し、県営圃場整備事業実施地区を主とした担い手組織による大豆及び飼料用米等の集団転作が7組織、47.3ヘクタールで実施されました。

また、主食用米の作付面積は453ヘクタールとなり、宮城県より示された生産の目安以内で、円滑な需給調整が行われました。

農地費につきましては、手樽地区農山漁村地域復興基盤総合整備事業が施工され、令和元年より稲作ができるよう整備されました。

また、県営事業として銭神地区かんがい排水事業の用水路工事、不来内排水機場の機器更新工事、銭神第一排水機場の改修工事を実施しました。さらに、復旧・復興工事の大型車両の

通行により著しく傷んだ農道の舗装補修工事を実施し、安全確保に努めました。

園芸振興費につきましては、地産地消の推進として松島町地産地消実行委員会による「まつの市」「産業まつり」が開催され、「松島パークフェスティバル」や「アトレ・るまつり」との合同開催により、町内だけでなく町外の消費者への地場製品のPRが広く図られました。

また、埼玉県滑川町で開催された「滑川まつり」へ参加し、町内の地場製品PRや町外組織との相互交流も図られました。

さらに、東部地域交流センターのプール更衣室を「セッコク培養施設」へ改修を行い、町花セッコクが安定して生産、出荷できる体制を整えました。

林業振興費につきましては、広葉樹の森の維持管理の実施と特別名勝松島の松林の景観保持のため、宮城県と合同事業として空中散布を97.57ヘクタール、地上散布を51.79ヘクタール実施いたしました。また、樹幹注入事業、伐倒駆除事業、抵抗性松の植樹事業も、宮城県を初め近郊3市3町の連携のもとに実施し、松くい虫防除対策及び松林の保全に努めました。

水産業振興費につきましては、松島湾でのアサリ、カキの養殖漁業等への支援を行いました。

また、「大漁かきまつりイン磯島」等への協力や、松島町産カキPR補助金により、安心・安全でおいしい町内産のカキのPR及び水産業の振興を図りました。

漁港建設費につきましては、磯崎漁港漁具倉庫の用地確定を行い、事業が完了しました。また、古浦漁港及び銭神漁港の防潮堤整備工事を実施し、事業推進に努めました。

商工業振興費につきましては、商工会や商工業者への継続した支援のほか、町内で創業する者に対する松島町創業者支援事業補助金や、商工会や地元金融機関等と連携し、総合的に相談等を行える創業支援等事業計画を策定し、新たに創業する者への支援体制の強化を図りました。

消費者行政活性化事業につきましては、通常の相談日以外に「まつの市」開催時にも臨時の相談受け付けを行いました。そのほか、消費生活講演会の開催や高齢者や新成人など消費者トラブルに巻き込まれやすい方々へ啓発品の配布を実施し、消費生活に関する知識や理解の促進を図りました。

観光費につきましては、歴史、文化などの松島特有の恵まれた自然環境や地域資源を生かし、観光客誘客を図るため、松島観光協会、宮城県観光連盟、日本三景観光連絡協議会等と連携し、松島の魅力発信に努め、各種の取り組みを行いました。

国宝瑞巖寺「平成の大修理」が終了したことに伴い、6月には「国宝瑞巖寺落慶慶祝前夜祭」等の記念事業がとり行われ、伊達忠宗役で武者行列に参加した俳優の千葉雄大氏を、3

月に観光親善大使として任命いたしました。また、関西圏からの誘客を目的とした発地型パンフレットの作成や、仙台空港・松島・平泉・花巻線バスを活用したプロモーション事業、開湯10周年を迎えた松島温泉のPRを実施し、誘客に努めました。

広域の観光連携の取り組みとして、岐阜県大垣市や日本三景観光連絡協議会を初めとする、県内外の関係市町との交流事業を実施しました。また、西日本豪雨災害で被災した岡山県倉敷市の観光復興を支援するため、まつしま産業まつりにおいて、倉敷市の特産品販売や観光PRを行いました。

昨年度に引き続き国際交流員を雇用し、外国人から見た松島の魅力を国内外に向け発信するとともに、多言語パンフレットの作成や松島旅館組合を対象とした英会話教室の実施等、外国人の受入体制整備に向けた対応強化に努めました。

また、フランス及び台湾で開催された「世界で最も美しい湾クラブ」総会に出席し、松島湾の湾を活かした観光振興、松島湾の環境保全等の取り組みを報告しました。

松島湾プロモーションの取り組みとして、松島ファンクラブ事業を実施し、より多くの方にご入会をいただき、松島の魅力の再発見や情報発信に努めました。また、松島こども英語ガイド事業では、町内在住の小学校5年生から中学3年生までを対象に参加者を募り、外国人観光客に向けて町の魅力を英語で案内ができる人材の育成を行いました。

松島観光協会と連携した各種催しの開催として、霊場松島のお盆行事「松島流灯会海の盆」及び恒例の「紅葉ライトアップ」並びに「松島の月」の魅力をPRするとともに、松島のおいしい地場産品を味わっていただく企画として「松島かき祭り」等のイベントを実施しました。

また、町内の生産者と仕入れ業者を結びつける場として「松島町商談会」を開催し、地域産業間の連携とさらなる活性化を図りました。

文化観光交流館費については、文化芸術による復興推進に係る協定により、日本芸能実演家団体協議会の協力のもと、芸能文化に親しむ機会として「家族で楽しめるマジックショー」を実施しました。また、指定管理者による自主事業として、幅広い年齢層が参加し、楽しめる芸術文化公演事業を実施し、効果的な施設の運営に努めました。

道路維持費につきましては、町道の橋梁補修工事を実施し、老朽化した施設の修繕及び長寿命化に取り組みました。また、道路の補修や除草、除融雪を行い、町道等の維持管理に努めました。

道路新設改良費につきましては、松島地区、高城・磯崎地区、手樽地区で避難道路の用地買

収、物件補償及び工事を実施し、復興事業の推進に努めました。

都市計画総務費につきましては、計画的な土地利用を促進するとともに、開発、建築に関する制限等の照会対応など、都市計画に係る各種行為に対する事務を通じ、良好なまちづくりの推進を図りました。

また、土地利用を初め総合的な都市づくりの指針となる都市計画マスタープランを策定するとともに、品井沼地区において地域コミュニティの維持及び振興を目的とした新たな地区整備計画に関する地元説明会を開催し、事業の推進を図りました。

公園管理費につきましては、快適な環境でスポーツ活動に取り組めるよう、指定管理者等によるスポーツ事業を通じて町民の健康増進に努めました。

自転車等駐車場管理費につきましては、松島駅前駐輪場の1階部分を自動車用駐車場としても利用できるよう改修し、施設の有効活用を図りました。

街路事業費につきましては、町道根廻・磯崎線道路整備事業の磯崎側で、跨線橋及び道路整備工事を実施しました。また、根廻側で、物件補償及び工事を実施し、事業の推進に努めました。

住宅環境整備費につきましては、宅地かさ上げ等事業費補助金を引き続き交付し、広報で周知を行い、沿岸部の浸水被害対策の推進に努め、被災した宅地等所有者の生活再建の支援を図りました。

非常備消防費につきましては、住民の生命と財産を守るため、消防団の各種訓練実施と消防資機材や消防水利など点検を行い、さらには火災予防週間の広報など啓蒙活動に努めました。

消防施設につきましては、上竹谷地区の消防団第五分団の消防車庫が老朽化していることから、消防車庫の建設を行い、さらには小型動力ポンプ付積載車の購入及び消火栓格納箱用の消防用ホースの更新など、防災、防火対策の強化に努めました。

災害対策費につきましては、災害時の情報伝達手段として重要な役割を担う防災行政無線設備の適正な保持に努めました。また、町民や事業者の防災意識の高揚を図るため、大雨・土砂災害を想定した松島町総合防災訓練を、長松園森林公園町民の森円形広場で実施しました。さらには、冊子型の総合防災マップを全世帯に配布し、災害時の危険箇所の周知に努めました。

各種災害対応と防災対策全般を定める地域防災計画につきましては、内容の見直しに着手し、令和2年3月策定に向けて作業を進めております。

避難施設管理費につきましては、石田沢防災センター外11カ所の避難施設並びに避難場所2

カ所、備蓄倉庫8カ所等の維持管理を行いました。石田沢防災センターにおきましては、消防団の訓練や婦人防火クラブの講習会などに利用されたほかにも、松島パークフェスティバルやまつの市、産業まつり等の多くの人たちが集まるイベントなどに幅広く活用されました。

各地区の避難施設につきましては、行政区を指定管理者とし、適切な管理運営を行いました。

教育費につきましては、松島町教育大綱及び松島町教育振興基本計画に基づき、未来の松島を担う、夢と志を持ち、誇りと自信に満ちた児童生徒の育成を推進するための教育環境の整備を行いました。

小中学校費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めました。また、学習指導要領の改訂に向けて3つの取り組みを行いました。

第1に、道徳の教科化について校内研修や指導力向上プログラムにより教職員の理解を深めながら、児童生徒への道徳教育の充実を図りました。

第2に、小学校英語の教科化を見据え、外国語指導助手（ALT）の2人体制により外国語学習の習熟化を図りました。

第3に、情報活用能力が学習の基礎となる資質・能力として文部科学省より位置づけられたため、小中学校の普通教室や特別教室で情報通信ネットワークを活用できる環境を整えました。

幼稚園費につきましては、施設や設備の維持管理、教材備品等の整備に努めました。また、幼児教育の質の向上を図るため、松島町立幼稚園「元気力向上プログラム」の実践に努めました。

心のケア・不登校対策につきましては、さまざまな問題に直面する児童生徒の心のケアをする専門家であるスクールソーシャルワーカーを活用し、学校と家庭、関係機関との連携を図り、学校生活の復帰につながるよう努めました。

また、「まつしま子どもの心のケアハウス」事業においては、教育相談や学習支援により早期の学校復帰に向けた支援を行いました。

学び支援センター事業につきましては、学校と連携を図り、児童生徒の自学自習の習慣づくり、家庭学習の推進のため、放課後や長期休業中を利用し、個々の実態に合わせた学習支援を実施しました。

社会教育総務費につきましては、新規事業として、地域ボランティアや学校の協力のもと、町内全ての小学校に「放課後子ども教室」を開設し、児童の安全・安心な放課後の活動拠点を整備いたしました。

さらに、青少年ボランティアの「ジュニア・リーダー」の育成にも力を入れ、児童館行事や「初原お泊まり会」など地域の行事に積極的に参加するほか、町内外での研修会を活用し、会員の技術向上を図りました。

公民館費については、各種教室や講座を開設し、生涯を通して学ぶことのできる多様な学習機会の提供を行いました。昨年度に引き続き、「松島の歴史を学ぼう」の講座は、初級・中級・上級と細分することにより、町民のニーズに合わせた学習環境づくりによって好評を博しました。また、分館事業については、全分館が参加する「ふれあいスポーツ大会」の実施や、各分館での活動を通しての教養の向上や健康増進、地域間の交流促進に努めました。

文化財保護費につきましては、松島歴史文化基本構想に沿った「松島れきし再発見講座」を実施し、町内外の人に向けての町の歴史文化について発信する機会を設けました。

また、「松島湾三町文化財展」などの広域連携事業や、日本遺産「政宗が育んだ“伊達”な文化」のガイド向け研修など、文化財の活用についても継続して取り組んでまいりました。

海洋センター費につきましては、B & G海洋センター施設等の指定管理を導入し、民間事業者等有するノウハウを活用し、町民サービスの質の向上を図りました。

給食施設費につきましては、幼稚園から中学校までの子供たちの成長に合わせて、安全で栄養バランスに配慮した学校給食の提供を実施するとともに、地元産のイチゴやブルーベリーなどを給食に取り入れ、積極的な地場産品の利用促進に努めました。

また、子供たちからのリクエストメニューを導入し、「食」への関心を高めるとともに、「食」の大切さについて学ぶ栄養士による食育指導や生産者との交流会事業も継続して実施しました。

公共土木施設災害復旧費につきましては、東日本大震災で被災した道路、橋梁、漁港の災害復旧工事を実施し、施設の復旧に努め、銭神漁港の復旧工事が完了いたしました。

続きまして、各特別会計の決算について申し上げます。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入総額17億3,191万4,000円に対し、歳出総額16億8,968万8,000円となり、歳入歳出差引額4,222万6,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち、2,200万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てするものであります。

平成30年4月から国民健康保険都道府県単位化が始まり、財政運営の責任主体である県と連携を図りながら、地域住民の身近な窓口として、被保険者証の発行等の資格管理や、適切な医療を確保するための保険給付等を適正に行いました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入総額1億9,322万9,000円に対し、歳出総額1億9,180万2,000円となり、歳入歳出差引額142万7,000円をもって決算を行っております。

後期高齢者医療制度の運営主体である宮城県後期高齢者医療広域連合との連携のもと、市町村事務とされている保険料決定通知書送付や保険料徴収事務、各種申請書等の受付事務を適正に行いました。

介護保険特別会計につきましては、歳入総額17億8,258万円に対し、歳出総額17億2,936万1,000円となり、歳入歳出差引額5,321万9,000円をもって決算を行っております。

この実質収支額のうち、2,700万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てするものであります。

介護保険事業につきましては、松島町高齢者福祉計画や第7期介護保険事業計画の初年度として、地域包括ケア体制の推進、地域ケア会議による個別支援の充実を図るとともに、介護保険法改正による介護予防・日常生活支援総合事業の周知を実施し、円滑なサービス利用に努めました。

また、生活支援コーディネーターの活動により、高齢者が安心して生活できる地域づくりを一層推進するとともに、在宅医療・介護連携推進事業を実施し、相談体制の充実を図りました。

さらに、認知症対策として、認知症初期集中支援チームの専門職による相談支援を実施するとともに、認知症サポーター養成講座、認知症カフェ運営補助を実施しました。

介護サービス事業特別会計につきましては、歳入総額657万9,000円に対し、歳出総額657万9,000円となり、歳入歳出差引額は0円をもって決算を行っております。

介護保険における要支援認定者及び総合事業事業対象者のサービス計画作成を委託し、関係サービス事業者への助言、指導や連絡調整により適切なサービス提供につなげました。

観瀾亭等特別会計につきましては、歳入総額1億1,968万4,000円に対し、歳出総額9,843万3,000円となり、歳入歳出差引額2,125万1,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額1,286万円を差し引き、839万1,000円が実質収支額となっております。この実質収支額のうち800万円を地方自治法の規定により財政調整基金へ積み立てするものであります。

観瀾亭費につきましては、季節に応じた茶菓や地場製品の提供を行い、誘客に努めました。また、夜の松島の魅力を伝える催しとして、お月見の会や紅葉ライトアップ等で夜間営業を実施しました。

さらに、観瀾亭松島博物館収蔵品修復事業により、伊達政宗直筆一幅等4点の修復を行いました。

環境整備として、樹木選定等を行うとともに、観瀾亭博物館及び事務室改修工事を実施し、維持管理と施設環境の向上に努めました。

福浦橋費につきましては、カフェ・ベイランドにおいても地場産品を使った軽食の提供を行い、地産地消に努めました。施設の維持管理に加え、福浦橋橋梁点検を実施し、今後の橋のかけかえ時期やそれに要する費用等の調査を行いました。

松島区外区有財産特別会計の決算につきましては、歳入総額264万2,000円に対し、歳出総額239万5,000円となり、歳入歳出差引額24万7,000円をもって決算しております。

歳入につきましては、土地の貸付収入及び積立金からの繰り入れ並びに利子収入が主なものであります。歳出につきましては、松島区有地及び高城区有地の管理費用が主なものであります。そのほかは、財産積み立てを行ったものであります。

下水道事業特別会計につきましては、歳入総額35億2,476万7,000円に対し、歳出総額27億7,072万6,000円となり、歳入歳出差引額7億5,404万1,000円をもって決算を行っております。

歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額6億9,884万8,000円を差し引き、5,519万3,000円が実質収支額となっております。

歳出の主な内容につきましては、汚水処理施設である松島浄化センター等の運転管理であり、総流入汚水処理量は155万8,000立方メートルとなっております。

雨水排水施設につきましては、雨水ポンプ場12カ所の運転管理により、降雨時期の対応を行いました。

下水道施設整備につきましては、松島浄化センターの長寿命化改築工事等を実施しました。また、東日本大震災による地盤沈下浸水対策として、復興交付金事業、災害復旧事業により長田雨水ポンプ場工事、普賢堂排水区雨水管渠築造工事等を実施しました。

なお、公債費につきましては、元利償還金として5億5,797万5,000円を償還しました。

水道事業会計につきましては、平成30年度水道事業の業務量は、年度末給水人口1万4,047人、年度末給水戸数5,619戸、年間総配水量194万7,000立方メートル、年間有収水量169万3,000立方メートルとなりました。

水道事業収益につきましては5億3,721万7,000円となり、水道料金や加入金の減などにより、前年度に比し、765万円の減収となっております。

水道事業費用につきましては5億2,165万5,000円となり、受水費や委託料の増などにより、

前年度に比し、415万9,000円の増額となっております。

収益的収支としまして、1,560万6,000円の純利益が生じました。

資本的収入につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事に係る企業債及び配水管移設工事等に係る負担金を受け入れております。

資本的支出につきましては、松島町二子屋浄水場施設建設工事を実施したほか、配水管の移設設計及び移設工事等を実施しました。

資本的収支としましては、資本的収入3億9,555万3,000円に対し、資本的支出4億3,790万2,000円となり、差引不足額4,234万9,000円は、減債積立金の取り崩し等により補填しております。

ただいま、一般会計、特別会計及び水道事業会計の決算の概要について説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。説明とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 大変ご苦労さまでございました。

以上で、議案第70号から議案第78号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開を2時25分とします。

午後2時10分 休 憩

午後2時25分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第36 報告第6号 平成30年度松島町健全化判断比率について

日程第37 報告第7号 平成30年度松島町資金不足比率について

○議長（阿部幸夫君） お諮りします。日程第36、報告第6号及び日程第37、報告第7号は地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定による、平成30年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告であり、関連がございますので、一括して報告を求めたいと思います。

なお、報告書の朗読については省略いたします。

このことについてご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

それでは、報告第6号及び報告第7号の報告を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 報告第6号平成30年度松島町健全化判断比率についてのご報告申し上げます。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成30年度松島町健全化判断比率の4指標について報告いたします。

実質赤字比率につきましては、一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、また連結実質赤字比率については、松島町の全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率であり、両比率とも実質赤字がないため、財政健全化法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、「^{なし}」と記載しております。

また、実質公債費比率につきましては、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率であり、7.8%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、財政健全化法での早期健全化基準は25%であります。地方債の許可・協議団体等の判断基準は、これまでどおりの18%であります。

将来負担比率につきましては、松島町の一般会計の地方債現在高等のみならず、特別会計への地方債償還に充てる一般会計繰出見込額及び一部事務組合・広域連合等への地方債償還負担金など、平成30年度以降に一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、28.7%と昨年度に比べ比率が下がっております。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

以上で、平成30年度松島町健全化判断比率についての報告とさせていただきます。

引き続きまして、報告第7号平成30年度松島町資金不足比率について、ご報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙監査委員の意見を付し、平成30年度松島町資金不足比率について報告いたします。

資金不足比率につきましては、事業規模に対する資金の不足額の比率であり、地方公営企業法の適用を受けている水道事業会計及び地方公営企業法に準じた観瀾亭等特別会計・下水道事業特別会計が該当し、平成30年度決算では資金不足額がないため、財政健全化法第22条第3項において準用する法第3条第3項の規定による宮城県知事への報告様式に準じ、各会計において「^{なし}」と記載しております。

なお、資金不足比率については、各公営企業ごとの資金不足比率（経営健全化基準）が20%を超えると一般会計等という早期健全化基準に該当し、経営健全化計画の策定が必要となります。

なお、配付資料につきましては、後ほど担当課長より説明させます。

以上で、平成30年度松島町資金不足比率についての報告とさせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） それでは、平成30年度の健全化判断比率、資金不足比率についてご説明申し上げますので、お手数ですが、A4判横使いの報告第6号及び報告第7号の健全化判断比率についての参考資料をごらんいただきたいと思ひます。

説明の前に、大変申しわけございませんが、参考資料の訂正をお願いいたします。

参考資料の3ページになりますが、一番上の表題部分、線で囲まれた部分でございますが、「資金不足比率等に関する公営企業会計の決算状況（平成29年度決算）」となっておりますが、「平成30年度決算」の誤りでございます。

また、同様に6ページの総括表③実質公債費比率の状況、7ページの総括表④将来負担費率の状況におきましても、同様に表題部分で「（平成29年度決算）」となっておりますが、「（平成30年度決算）」の誤りでございます。訂正につきましてよろしくをお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、ご説明させていただきます。

町長の説明と重複する箇所もございますが、ご了承いただければと思ひます。

1ページをお開き願ひます。

健全化判断比率といたしまして、4つの財政指標について町の財政状況を客観的にあらわすもので、国が示した計算方法により求めるものであります。

その結果、4つの比率はここに記載の数値のとおりであり、早期健全化基準及び財政再建基準には至っておらず、健全な状態であると言えます。

2ページ以降、この比率を求める際の基礎となる項目と金額などを記載しております。

2ページをお開き願ひたいと思ひます。

左上の表が一般会計等に生じている赤字の大きさを示す実質赤字比率を求めたもので、平成30年度の実質赤字比率はマイナス14.16%で、前年度マイナス11.26%より黒字の割合が約3ポイント増加しております。これは、一般会計の実質収支額において、昨年度に比べ東日本大震災復興交付金事業などの不用額が若干多かつたことなどにより、実質収支額が増加になったことによるものと考えられます。

そのほかの表が、松島町の全会計に生じている赤字の大きさを示す連結実質赤字比率を求めたもので、その結果は、このページの右下に記載しているとおりマイナス60.72%となつてお

ります。

このように、実質赤字比率、連結実質赤字比率はともにマイナス表記となっております。このことは、赤字は生じていない、黒字であるということでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページから5ページまでの表は、地方公営企業法の適用を受ける水道事業会計並びに同法に準ずる観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計の資金不足や資金不足比率を求めたものであります。

3ページの右側の(8)に資金不足額または剰余額をあらわしております。水道事業会計では、約15億4,900万の剰余金があり、また、観瀾亭等特別会計及び下水道事業特別会計もそれぞれ剰余額を有しており、資金不足にはなっていない状況でございます。

4ページをお開き願いたいと思います。

資金不足比率につきましては、資金不足額を営業収益の額または営業収益に相当する収入の額など事業規模で除して求めるものであり、その結果、プラスの数値で、高ければ高いほど経営状況は悪化していると言えるものですが、本町の場合、水道事業会計の資金不足比率の計算結果はマイナス294.73%で、また5ページに記載のとおり、下水道事業特別会計及び観瀾亭等特別会計の資金不足比率の計算結果は、ともに分子の資金不足額がゼロでありますので、分母の事業規模に関係なく0%となっております。

このことから、本町の水道事業会計、下水道事業特別会計・観瀾亭等特別会計は資金の不足はしていないということになります。

6ページをお開き願いたいと思います。

この表は、地方債などの負担の大きさを示す実質公債費比率を求めたもので、3年間の平均で表すものとなっております。①から⑮までの数値は、国の統計調査である決算統計や普通交付税の算出の際に使用する数値から求めたもので、これをもとに国が示した計算方法で算出することになります。この結果、実質公債費比率は7.8%で前年度の9.1%より1.3ポイント減となりました。

単年度実質公債費比率が減となった要因といたしましては、④の公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金金が平成29年より減少となっており、これは平成30年度の下水道事業特別会計において、消費税還付金収入などの収入があったことに伴い、一般会計からの繰入額が減少したことによるものと考えられます。

また、3カ年平均による実質公債費比率が1.3ポイント減となった要因といたしましては、

算定から外れた平成27年度の単年度の比率が9.19677と高かったため、その影響もあるかと考えられるところでございます。

7ページをごらんいただきたいと思います。

この表は、将来負担比率を求めたものであり、この将来負担比率は、地方債や債務負担行為にかかわるもの、本町が負担する一部事務組合の公債費残高など、将来支払っていく可能性のある負担など、現時点での残高を指標として計算するものです。

この計算は、このページの下の方のとおり、平成30年度の将来負担率は28.7%となっており、前年度の53.2%から24.5ポイント減少しております。

この主な要因といたしましては、上側の表の将来負担額の一番左側の欄の地方債の現在高が平成29年度より約2億円ほど減少したことによるものであり、また、左から3番目の欄の公営企業債等繰入見込額が平成29年度より減少し、これは先ほどと同様に下水道事業特別会計において消費税還付金等の収入があったことなどにより、一般会計からの繰入額が減少したことによるものと考えているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 報告が終わりました。報告事項について、質疑があれば受けたいと思います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。報告を終わります。

ここで議事運営上、暫時休憩といたします。議員の皆様は自席でお待ちください。

午後2時38分 休 憩

午後2時40分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第38 議案第79号 松島町副町長の選任につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第38、議案第79号松島町副町長の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第79号松島町副町長の選任につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

現副町長の熊谷清一氏が令和元年9月30日をもって任期満了となりますので、再度熊谷清一氏を選任することについて、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

よろしくご審議の上、同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第79号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖願います。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。事務局長、点呼。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

3番緑山市朗議員、4番赤間幸夫議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） それでは、報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

可とするもの、賛成でございます。13票

否とするもの、反対は0票でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第79号松島町副町長の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解いてください。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ここで暫時休憩に入ります。

午後2時52分 休 憩

午後2時52分 再 開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

日程第39 議案第80号 松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第39、議案第80号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第80号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

農業委員会委員の中立の委員である福田修氏が令和元年7月23日をもって辞任となったことにもない、農業委員会等に関する法律施行規則第4条の規定により公募を行ったところ、2名の申し込みを受けました。

農業委員候補者選考委員会の選考の結果、千坂とみ江氏を農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第80号を採決します。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

投票の準備をさせます。

準備ができました。議場の出入り口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（阿部幸夫君） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、5番高橋利典議員、6番片山正弘議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

5番高橋利典議員、6番片山正弘議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開 票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） 報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

可とするもの、賛成でございます。 13票

否とするもの、反対は0票でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり賛成全員であります。よって、議案第80号松島町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定をいたしました。

続けて、同様の人事案件のため、議場を閉鎖したまいたしたいと思っております。

日程第40 議案第81号 松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（阿部幸夫君） 日程第40、議案第81号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第81号松島町教育委員会教育委員の任命につき同意を求めることについて提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員の赤間里香氏の任期が令和元年9月30日をもって満了となるため、後任委員として安倍七恵氏を任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を賜りたく提案申し上げるものであります。

安倍七恵氏につきましては、3人の子供を持つ保護者として学校教育に深い理解と教育に関する熱意のある方で、平成30年4月より松島中学校のPTA会長を務められております。

よろしくご審議の上、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

本件につきましては、人事案件ですので討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思っております。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第81号の採決を行います。

採決の方法については、無記名投票で行いたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。

念のため申し上げます。本案に可の場合は賛成、否の場合は反対と記入願います。なお、白票につきましては、会議規則の規定により否といたします。

ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。会議規則の規定により、7番澁谷秀夫議員、8番今野章議員を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（阿部幸夫君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（阿部幸夫君） 異状なしと認めます。

投票に入ります。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

〔点呼、投票〕

○議長（阿部幸夫君） 投票が終わりました。

投票漏れございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

これより開票を行います。

7番澁谷秀夫議員、8番今野章議員、開票立ち会いをお願いします。

開票してください。

〔開票〕

○議長（阿部幸夫君） 開票が終わりました。

投票の結果を事務局長より報告させます。

○事務局長（千葉義行君） それでは、報告いたします。

投票総数 13票

有効投票 13票

無効投票 0票

可とするもの、賛成です。 12票

否とするもの、反対 1票でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 以上のとおり、賛成多数であります。よって、議案第81号松島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、同意することに決定をいたしました。

議場の閉鎖を解いてください。

〔議場開鎖〕

○議長（阿部幸夫君） お諮りいたします。あす9月26日は休会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。あす9月26日は休会といたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本日の会議を閉じ、散会といたします。

再開は、9月27日午前10時です。

大変ご苦労さまでございました。

午後3時14分 散会